

砥 部 町 議 会
平成 2 2 年 第 2 回 定 例 会
会 議 録

平成22年第2回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成22年6月10日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成22年6月10日 午前9時30分 議長宣告	
応招議員	1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の16名	
欠席議員	なし	
地方自治法 第122条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 中村 剛志 副町長 佐川 秀紀 教 育 長 佐野 弘明 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 日浦 昭次 会計管理者 武智 充吉 教育委員会事務局長 藤田 正純 介護福祉課長 辻 充則 保険健康課長 大野 哲郎 産業建設課長 萬代 喜正 生活環境課長 東岡 秀樹 広田支所長 丸本 正和	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	1 番 佐々木隆雄君 2 番 森永茂男君	
傍聴者	12人	

平成22年第2回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 行政報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 研修報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案第41号 21砥下第16号砥部放流渠圧送管敷設工事（8工区）請負
契約の変更契約の締結について

日程第8 議案第42号 衛星インターネット接続機器購入契約の締結について

追加日程第1 議案第57号 21教育第27号広田小学校体育館耐震補強等整備工事
請負契約の締結について

・散 会

平成22年第2回砥部町議会定例会

平成22年6月10日(木)

午前9時30分開会

○議長(土居英昭) 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成22年第2回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。



日程第1 行政報告

○議長(土居英昭) 町長あいさつ及び日程第1行政報告を行います。中村町長。

○町長(中村剛志) 6月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

野山の緑も深まり、すっかり夏めいて参りました。議員の皆様におかれましては、公私共に何かとお忙しい中ご出席をいただき、本日から18日までの9日間にわたり、提案させていただきます案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼申し上げます。

始めに、宮崎県で発生しております家畜伝染病の口蹄疫でございますが、終息をみる地域もあるようでございますが、まだまだ、予断を許さない状態であることには間違いありません。被害にあわれました畜産農家の方々には、心からのお見舞を申し上げます。そして、一日も早い終息を切望してやみません。

さて、国におきましては、沖縄の米軍基地問題や政治とカネの問題、さらには、7月に予定されております参議院議員選挙も想定してのことか鳩山首相が辞任いたしました。9カ月足らずで崩壊に至ったわけでございますが、4年間で4人の首相が交代する異例の事態に、日本の国際的指導力の低下は否めません。国外に目を向けると、韓国軍の哨戒艦沈没事件により、朝鮮半島では極度に緊張が高まり、国内に目を向けると米軍基地問題、依然として進まない雇用拡大、景気の低迷など、様々な問題を抱え、日本の行方に危惧する国民が多いのではないのでしょうか。そんな中、参議院議員選挙対策と揶揄されて誕生した菅内閣ではございますが、私達が望むことは、しっかりと将来を見据え、国民の目線に立った、国民本位の政治でございます。国民一人ひとりが安心して暮せるよう、安全保障に、そして内政に、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、混沌としてきた国政を尻目に、本町では、明るいニュースがございます。合併の最重要課題である国道379号の整備でございますが、先日、万年トンネルが貫通し、そろそろ先が見えてまいりました。また、国の事業仕分けで凍結しておりました南部2期地区農免農道整備事業におきましては、今年度、国の予算に事務費と調査費が計上されました。本町、松山市そして東温市を結び、産業振興、そして観光に重要な役割を担う道路として期待しているだけ

に、大変嬉しく思っております。

さて、今定例会に提案させていただきます議案でございますが、契約の締結に関する議案2件、承認2件、報告5件、条例等の制定及び改正に関する議案10件、補正予算に関する議案4件、人事案件3件、合わせて26件の議案のご審議をお願いしております。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。なお、行政報告は、この後、副町長が行います。以上で、開会にあたりましての、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） それでは、私から3月定例会以降の行政報告を行ないます。お手元の行政報告書をご覧ください。

まず総務課関係でございますが、砥部町坂村真民記念基金寄付金の平成22年5月末日現在の状況を説明いたします。申込件数939件、申込金額4,061万3千円となっております。次に旧高市保育所解体工事ですが、5月17日に入札を行い、129万2千円で有限会社大野組が落札いたしました。(3)の災害対策本部の設置状況でございますが、3月10日から11日にかけて降雪による災害対策本部を設置いたしました。被害状況ですが、通行止で町道5路線、停電251口、中野川・多居谷・仙波地区で停電がございました。公共施設の被害、第2権現荘が一部被害を受けました。家屋の被害、大内野地区で2戸の被害がありました。避難状況、2世帯4名、帰宅困難による広田老人憩いの家へ避難をいたしました。次に、砥部町地域防災計画の改正ですが、3月19日に砥部町防災会議を開催し、砥部町地域防災計画の改正を行ないました。(5)でございますが、砥部消防署ポンプ自動車の配備についてですが、3月30日に泡消火システム、600ℓの水槽を搭載したポンプ自動車が配備されました。伊予消防等事務組合が2,814万円で購入したものです。次に救助用資機材搭載型車両の配備ですが、3月31日に総務省消防庁から消防団救助用資機材搭載型車両が無償貸与され、第14分団(高市地区)に配備いたしました。続きまして、重信川水防演習ですが、5月23日に、松山市井門町の重信川右岸河川敷で重信川水防演習が開催され、砥部町消防団から33人が参加し、水法工法訓練を行いました。次に、土砂災害・全国統一防災訓練の一環で、6月6日に住民の防災意識高揚のため、高市地区において土砂災害を対象とした防災訓練を開催し、地区住民63人の参加がございました。

次のページにお進み下さい。次に企画財政課関係でございますが、入札後審査型一般競争入札を5月17日に砥部町公共下水道現場技術業務委託について執行し、翌18日に934万5千円で株式会社親和技術コンサルタントに落札決定をいたしました。次に、公募型指名競争入札を5月24日に広田小学校体育館耐震補強等整備工事につきまして執行いたしました。調査基準価格を下回ったため一旦保留し、審査の結果、6月8日に6,405万円で株式会社岡崎

工務店に落札決定をいたしました。続きまして、(3)の6月8日現在の入札執行状況でございますが、66件の入札を行ないました。設計総額3億9,524万4千円。契約総額3億935万7千円。落札率78.3%となっております。内訳につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

続きまして、産業建設課関係についてご説明いたします。「砥部陶街道」標示板の整備につきまして、7月30日の完成に向け、株式会社洋武建設により4月21日に工事に着手をいたしました。内訳は、国道33号、新設4箇所。国道379号、新設3箇所、既存表示板の両面化6箇所となっております。次に砥部焼まつり2010でございますが、27回目となった砥部焼まつりが4月17日、18日の2日間砥部町陶街道ゆとり公園を主会場に盛大に行なわれました。砥部焼大即売会には、89軒の窯元から約10万点の砥部焼が出品され、砥部焼新作展、絵付け体験コーナー、物産即売会、砥部焼チャリティーオークションなどを行い、県内外から約12万人に訪れていただきました。前夜祭は、特産品の販売と合わせて「砥部焼ミュージックカフェ」を行い、音楽を聴きながら砥部焼のカップでコーヒーやジュースを飲み、飲み終わったカップを約800名にプレゼントいたしました。愛媛県一斉ウォークラリー大会が5月16日に県内各所で行われ、砥部町会場では、「ウォークラリーで陶街道に行く」と題し、町武道館周辺の約5キロ、2コースに39組、144人が参加し、砥部焼の絵付け、陶街道うどんなどで、砥部焼の里を満喫して頂きました。3ページをお開き下さい。(4)で愛媛県民球団株式会社との協定ですが、県民球団愛媛マンダリンパイレーツの積極的支援、プロスポーツ及び地域交流活動の推進を図るため、5月12日に協定を交し、砥部町の支援として、登録選手及び球団関係者のとべ温泉湯砥里館の入浴料を免除することといたしました。

次に生活環境課関係でございますが、環境衛生関係で砥部町太陽光発電システム設置補助金交付申請の受付を5月6日より開始し、申請者に対して予算の範囲内で補助を行うこととしております。次に公共下水道関係でございますが、平成23年4月の供用開始に向かいまして、面整備及び浄化センター整備工事を順調に行なっております。工事内容につきましては、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

4ページへお進み下さい。次に、教育委員会事務局関係でございますが、通学バスの住民利用につきまして、4月8日から広田地域の住民を対象に、登録制による中学校のスクールバス利用を開始いたしました。6月7日現在登録人員27人。利用延べ人員21人となっております。次に、小学校校内LAN配線工事、麻生、宮内、砥部で行なっております。2月18日に、472万5千円で有限会社テクノ通信サービスと契約し、3月26日に完成いたしました。校務用及び教育用パソコンの配備でございますが、麻生小学校、宮内小学校、砥部小学校、砥部中学校に校務用パソコン91台、砥部町内すべての小学校の普通教室及び特別教室に教育用パソコン78台を配備いたしました。次に学校施設のトイレの洋式化でございますが、砥部小学

校体育館を全面改修し、2月22日に577万5千円で有限会社さなだ建設と契約し、4月26日に完成しました。宮内小学校、玉谷小学校、広田小学校、高市小学校の一部を2月22日に682万5千円で有限会社さなだ建設と契約し、4月26日に完成をいたしました。旧広田中学校及び広田地区公民館撤去工事を4月1日に、2,394万円で株式会社門屋組と契約し、4月2日に工事に着手いたしました。広田小学校プールろ過機更新工事を4月20日に724万5千円で三洋興産株式会社と契約し、4月21日に工事を着手いたしました。玉谷小学校プール改修工事を4月22日に274万1千円で株式会社洋武建設と契約し、4月23日に工事着手し、5月10日に契約変更で変更後の請負金額を342万1千円とし、5月31日に完成をいたしました。5ページへお進み下さい。平成22年度における小学校中学校の学級編成状況でございますが、平成22年度の学級編成状況で、全体の小学校で総児童数1,235人、学級数57学級となっております。中学校は総生徒数608人、学級数19学級となっております。各学校別につきましては、表のとおりでございます。下の方でございますけれども、ひろた交流センターの竣工式についてでございますが、3月1日に完成し、3月26日に同センターにおいて竣工式を行いました。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（土居英昭） 行政報告を終わります。

~~~~~

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（土居英昭） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番佐々木隆雄君、2番森永茂男君を指名します。

~~~~~

日程第3 会期の決定

○議長（土居英昭） 日程第3会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る6月1日開催の議会運営委員会において、本日から18日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月18日までの9日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第4 諸般の報告

○議長（土居英昭） 日程第4諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に監査委員より、4月末までの例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。また、平成21年度定期監査について、企画財政課、戸籍税務課、教育委員会事務局、保健健康課の監査を実施したところ、良好であった旨の報告がありました。

次に、本日までに受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。

これで、諸般の報告を終わります。



## 日程第5 研修報告

○議長（土居英昭） 日程第5研修報告を行います。厚生常任委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） 厚生常任委員会の研修報告をいたします。去る5月23日から25日までの2泊3日の日程で鹿児島県志布志市で女子プロゴルファーの横峯さくらの叔父である横峯吉文さんが経営する保育園を視察しました。9時から11時まで学習状況や体育の授業を視察し、その後12時までの1時間、横峯園長のお話を聞き、みっちり3時間の研修でした。横峯園長は現在通山保育園、現在定員60名に対し75名、10月に入所枠が撤廃されると100名弱になり定員の150%弱となり待機児童が後を絶たず、4月の入所が難しいほど競争率が高い保育園ですが、また、たちばな保育園、ここは平成16年度から民間移管になりましたが、定員45名に対し26名でした。現在は56名で、これも入所枠が撤廃されるとここも150%が在籍することになり、過疎化の進んだ僻地であるが待機児童は後を絶ちません。また、山学校演習場も持っており、うさぎやにわとり、馬も飼っており動物に触れ合え、夏頃はキャンプをして、川遊びをしたり、自然とたわむれています。私たちは伊崎田保育園での視察です。現在は110名、内地元児童は45名ですが、10月の入所枠が撤廃されると、ここも130名になるそうです。平成19年度に市から民間移管となっております。伊崎田保育園では、0歳から5歳まで預かっており、8時30分から18時までですが、18時以降は19時まで延長保育もしております。利用料は1カ月最高1人2千円となります。また、登録制で預かり保育や夜間、休日保育等いろいろな事業をしております。横峯式学育の目的は、人間の才能である心の力、学ぶ力、体の力を付けさせ、生まれ持っている可能性を最大限引き出すための教育です。その可能性と能力は本当に素晴らしいものです。それを引き出し、将来世のため、人のために役立てるような、そんな立派な人になってほしいものです。そのために必要な心の力、学ぶ力、体の力を付けさせるために考えた学育です。それが横峯園長の願いであ



ります。また、学育の特徴は読み、書き、そろばんであると言います。毎日それぞれ30分ずつ取り入れております。読みは3歳の夏にはひらがな、カタカナの拾い読み、6歳までには1,500冊を読破、書きは横峯式学習帳、いわゆるかきとり帳ですが、3歳になったら与えますと書き順も正しくバランスの取れたカタカナ、ひらがながきれいに書け、文章を書いたり手紙を書いたりします。4年生までに5千冊を読ますとされます。私達も教室で実際に見ました。また、計算は十人十色の計算で独自の計算方法をし、100マス計算もこなします。そろばん1級、暗算1級を目標にアシストをしています。音楽は3歳の夏にはピアノを吹き、木琴やドラムも演奏しています。体操は5歳児の男子全員逆立ちで歩き、大人用の跳び箱も8段も楽々とクリアしていました。また、男の子はレスリングをします。レスリングをすることによりケンカも減ったそうです。特に1秒感覚での跳び箱8段ですが、頭をつけてからまた逆立ちをしたり、きびきびして見ごたえがありました。先生はこれからの日本を担う子供たちを強く、たくましく、賢く育てるために心の力、学ぶ力、体の力が必要不可欠と言います。そのほとんどを決定するのは幼児期で、今まで培ってきた園経営のノウハウと現場の先生方のアイデアから生まれた方法であり、どの子もすばらしい子供たちに育っています。ヨコミネ式子育ては全国的に話題になり、テレビの放映や全国各地の出張講演で話題になり、カリキュラムとして採用する保育園、幼稚園が急増しております。私達も担当課長、教育長にお願いして、早い時期に横峯先生を講師に呼び、父兄や先生達がお話を聞ける機会を作っていただければと思います。

午後は13時から鹿屋市柳谷地区公民館長豊重哲郎さんの村づくりを視察しました。行政に頼り過ぎない村おこしとして独自の商品開発をしております。特にいもを地域で栽培してイモ焼酎を作り、収益で独居老人宅に緊急警報器を設置したり、環境整備で土着菌を作り販売しており、家畜糞尿の悪臭防止、生ゴミ排出ゼロの実施を中心に地域づくりに集落全体で取り組み、一年後に土着菌センターを完成させております。これらを地区外への販売を始めると共に集落民の労力奉仕によりお宝歴史館も作りました。特にイモ焼酎は韓国のホテル経営者と話ができ、向こうでホテル内に焼酎専用の居酒屋が出来ているそうです。オープンには柳谷地区からも20人ほど参加したそうです。そうするうちに利益も500万ほどになり、最高齢の人から順に1人1万円のボーナスも渡した様です。お年寄りは大変喜んだ様子でした。また、独自の健康器具も韓国で見て帰り、4基で80万ほどかけて作り、老人の健康に大変役に立っており市の財政にも少しは寄与していると言っておりました。7回目の柳谷創生塾が開かれ私達が行った日は、閉校式の日でしたが、北海道、青森、また奈良県十津川村の村長始め職員も2泊3日の受講して帰るところでした。この柳谷地区は人口300人足らずで過疎が進んでおりましたが、空き家を利用して全国からアーティストを受け入れ活動しており若干人口も増加していると云われておりました。この柳谷の村作りは全国から視察が絶えません。両視察共大変良い研修が出来たことを報告します。特に先程申しました横峯先生の講演をぜひ、福祉課長、藤田教育委

員会事務局長、佐野教育長、前の最前列のお並びですが、ぜひこの3人で協力をして、早い時期に文化会館ですらね、砥部町の子供、父兄のために、講演を一つしていただきますように、お願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） これで研修報告を終わります。



## 日程第6 一般質問

○議長（土居英昭） 日程第6一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） おはようございます。議席4番、大平弘子でございます。2点ほど質問させていただきます。1点目は町営小型バスの運営について。政権交代により鳩山新政権が誕生し、わずか9カ月で菅新政権になりました。少子高齢化にともない、社会福祉の充実と言われながら、生活に密着した足である山間路線が不採算路線であると言われ廃止になるなど、住民の交通手段に不便をきたしております。そこで、温泉バス、通学バスの通っていない過疎地に小型町営バスを低料金で走行させてはどうか、町長のご所見をお伺いいたします。

2点目は、自然災害による森林の復旧について。災害対策、環境問題への取り組みなど地域の特性に応じて自ら考える自治体の姿勢が問われています。平成22年3月11日、旧広田村の森林は、季節はずれの湿った大雪のために、至る所で木は折れ曲がり、危険な状態です。住民も高齢者が多く、いまだ手が付けられていない状態です。自然環境が問われる今こそ、町長として放置することもできないと考えますが、今後の対策対応としてどのような考えを持っておられるのか、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の議員さんのご質問にお答えをします。始めに町営小型バスの運営についてのご質問でございますが、この問題につきましては、昨年の6月の議会で議員さんからご質問を頂きまして、現状としてはまだ変わったお答えができません。確かに、あれば便利だという思いはございます。しかし、運営費用や利用者数を考えると、今すぐ過疎地への巡回バスや乗り合いタクシーを町が運営して行なうということは、財政的にも無理があるのではないかとこのように思っております。また、過疎地のところで今までに通学バスとか他のものが通っていないところということになりますと、いよいよ少なく限定されますし、広田地区だけでなく、砥部地区も当然入ってまいりますので、そういう点を考えますと、もう少しこれは研究していかなければならないというふうに思います。

次に、自然災害による森林の復旧についてのご質問ですが、本年3月の大雪による、町道など町管理部分への倒木については、直ちに撤去を開始し、10日間程度ですべて処理が終わりました。しかし、個人所有の山林は、個人の管理財産ということで、町が補償したり、倒木等の撤去や跡地の整備を行うことは難しいというふうに考えております。今後は、森林組合と連携しながら適正な間伐を実施し、災害の起こりにくい森林整備を進めるとともに、災害時における負担軽減のため、県の制度などの活用方法や調査、森林国営保険の災害保険加入促進にも努めてまいりたいと思います。以上で大平議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 温泉バス、スクールバス、それと病院が独自で運行しておりますバスがありますが、スクールバスは4人までしか一般の人は乗車できません。温泉バスは週に一度しか通っていないところもあります。病院のバスは特定の診療しか受診ができず、総合病院に通院したり、また私的用事、それから買い物時など、お年寄りの方は本当に困っております。温泉バスやスクールバスの通っていない5km以上も離れた過疎地が何箇所もあります。現在75歳以上の高齢者の方々は乗用車運転免許の書き替えに認知症の適性検査が必要となり、義務付けされました。高齢化しつつある旧広田村も、自動車運転免許証を返納する方々がこれから先増え続ける事も考えられます。車はお年寄りにとって生活に密着した足であり、日常生活に必要な交通手段であります。砥部町が負担をして少しでも安い料金で小型バスのお考えはないか、町長のご所見を、もう一度伺いたします。

砥部町も近年にない大雪に見舞われ、自然の恐ろしさを身をもって痛感をいたしました。現在も今も至る所に大きい爪あとを残しております。林業で生計を立てておられた方々の心中はいかばかりかと胸が痛みます。環境問題への取組みなどあらゆる分野で地域の特性に応じて自ら考える、そして汗を流すといった自治体の姿勢が今こそ強く求められておりますが、今この時期に株式会社グリーンキーパー、又は森林組合に協力をお願いいたしまして、応援をしていただき、一日も早く緑の森林を取り戻していただきたいと思います。今後の対策として現在の荒れた森林を見てどのようなお考えで、復旧についていつ頃をめどと考えておられるのか、今一度町長のご所見をお伺いたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） 再質問にお答えをさせていただきます。先程もお答えいたしましたように、小型バスの運営についてでございますが、現在の利用者数をこれから推測いたしましても、そんなに多くの人数でないということが言えると思います。まずスクールバスでございますが、先程ご報告がありましたように、21名ということで、これ4月、5月末までとしましてもそれだけの人数で、1日平均にしますと0.5人ということになります。そして、ご指摘いただきましたように過疎地と言いますとかなりの数がございます。そこへ全部すべてにそういう車

を運行する事について、どの位の車がいるかというご試算をされたかどうかわかりませんが、そういうことも含めて、やはり検討しなければならないというふうに考えております。この件につきましては、やはりもう少し時間がかかるというふうに私は思っております。

それから、自然災害の森林復旧でございますが、先程も申し上げましたように、個人の財産でございます。そしてこの間の雪害の際、森林だけではなく農産物、そして農業施設、この辺りにもかなりの被害が出ました。そういうことで、森林だけ特別にするということはもちろんできませんし、あくまで個人資産であるということの原点を忘れてはならないと思います。そういうところで、我々は側面的に森林組合等と相談して、林家の皆さんがあまりお金を使わないでも間伐ができるような方法とか、保険とか、そういうことを進めていきたいというふうに思います。やはり個人財産も管理まで町がやるということになりますと、これは今のいき方からそっくり替えなければできないことだというふうに思いますので、ご理解を頂きたいと思いません。

○議長（土居英昭） 4番、大平弘子君。

○4番（大平弘子） 1点目の町営バスの運営、それから2点目の自然災害について、この2点は旧広田村にとって早急に解決しなければいけないことでもあります。旧広田村住人が砥部町と合併してよかった、砥部町のおかげで旧広田村がこんなに良くなったと声をそろえて大声で、笑顔で言えるように念じて、これで質問を終わります。

○議長（土居英昭） 大平弘子君の質問を終わります。2番森永茂男君。

○2番（森永茂男） おはようございます。2番森永茂男でございます。2点ほど質問させていただきます。まず最初に、宮内交差点の信号機設置について。国道33号線、永立寺団地入口の信号から西へ200mほど下がった所に、県道と町道が交差した交差点がございます。この交差点は見通しが大変悪く、事故の多い場所です。かつて先輩議員からも町道の拡幅、又、信号機設置の要望を出されたはずだが未だに出来ていません。町道拡幅は財政的に町も県も苦しいのはわかりますが、町民の安全には代えられません。また、七折梅まつりなどイベントの開催や産業振興にも必要な道路です。そこで、事故のない安全な道路にするために、まずできるところから道路を拡幅し、信号機を設置すべきと考えますが町長のご所見をお伺いします。

続いて2点目、燃料ゴミの利用拡大を。今、省エネルギー、環境保全と言われる時代です。現在、美化センターで生産されている固形燃料を製鉄所へ売るだけでなく、家庭用や業務用など小型ボイラーなどで利用できるよう検討してはどうか。愛媛には有名なボイラーメーカーもありますので、協力を頂いて固形燃料用のボイラーの研究開発をしていただき、固形燃料の使用拡大を図られてはどうか。町長のご所見をお伺いします。以上2点、よろしくお願ひします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の森永議員のご質問にお答えをいたします。それから前もってお

断りをしておきますが、ここで質問、ご要望を頂いたものがすべてできるということではございませんので、その点もご理解いただきたいと思います。先程ご質問の中で先輩議員が質問したのにまだ全然できておらんというようなことを言われましたが、その点はいろいろ事情もございまして、もちろん重く受け止めて議員の皆様とご相談しながら進めておりますので、まずご理解をいただきたいというふうに思います。始めに信号機設置についてのご質問ですが、ご質問の交差点はおっしゃる通り見通しが悪く、信号機が設置できれば、抜本的な解決になると思います。しかし、今すぐにはまいらない状況でございまして。これは前にもお話しさせていただきましたが、信号機の設置は警察の所管であり、設置のためには一定の幅員が必要であることは以前から申し上げているとおりでございまして。従って、現在は停止線を引き、カーブミラーを付けておりますので、交差点を利用される方々に、交通ルールを守っていただいて、事故のないようお願いしたいということではございまして。また、信号機の設置について栗林議員や宮内議員からもご質問、ご要望を頂いております。この件につきましては、どのようにすればできるかということをもう一度掘り下げて考えてみて、そしてまた地元の皆さんのお考えを伺った上で、できるだけ努力をしてみたいというふうに思います。なお、新規の信号機は、県下で年間大体20基程度ですので、すぐにできると申し上げることはできませんので、その点もご理解ください。

次に、燃料ごみの利用拡大についてでございまして、この件につきましても今までに何度もご質問を頂きました。しかし、この燃料ゴミがなかなかやっかないもので、我々としましても、大王製紙とか四国電力とか三浦とかにもお願いをいたしてきました。しかし、各社ともこの燃料は使用できないというふうに言われております。家庭用や業務用の固形燃料用ボイラーについては、固形燃料の原料がごみであることから、ダイオキシン等の排ガス対策や、灰などの適正処理、固形燃料の保管方法について規制があり、残念ながら当町の燃料ゴミは現在の利用方法は、今の方法以外にないということではございまして、ご理解をいただきたいと思います。以上で、森永議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 2番、森永茂男君。

○2番（森永茂男） 今町長さんからご返答を頂いたわけなんですけど、信号機の設置について、私もこれ、南署の方にちょっと相談に行かせて頂きまして、そこで相談しましたところ、信号機をつくるには、町長さんが述べられたように、やはり道幅が必要であるということではございまして。ただあそこの交差点が、農協の敷地が一部ございまして。現時点、農協の駐車場を皆さん通られて通行しているような状態ではございまして。それで、信号を付けるのであれば、要は農協の駐車場をお譲りいただくかご寄附いただくか、分けていただいて車の待機場所を付ければ信号機が付くようなお話しでしたので、また町長さんもまた信号機を付けるようなご努力を頂きまして、前向いてこの信号機の設置ができますことをよろしくお願ひしたらと思っております。

そして、燃料ゴミの利用拡大、小型ボイラーで利用拡大というのはなかなか難しいのは私もある程度はわかっていたんですけど、ダイオキシンの問題とか、燃料保管とか、いろんな問題があるのはある程度は想像していたんですけど、それでもやはりせっかく砥部でできる燃料でするので、なんとか利用拡大はできないものか、考えて質問したわけですが、町の方もまたいろんな利用拡大の方法を考えていただいたらと思います。信号機の設置について、町長さんまたご答弁をよろしくお願いします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただいまの再質問でございますが、森永議員さんの方でいろいろとご心配を頂いておるようでございます。私どももこの質問の原稿を最初に頂いた時に、まずどういうふうにしたらできるかということで考えてみました。前はAコープがございましたので、場所が取れない、譲ってくれとも言えない状況でございました。それで先程議員さんからご指摘いただいたように、今のJAの宮内支所、この前の道路を譲っていただければ道幅はある程度確保ができるのではないかなというふうに思っております。東西のところが一番問題になっておりますので、このことについてはこれから私も努力をしていって、町予算も当然かかりますので、財政の方とも相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（土居英昭） 森永茂男君。

○2番（森永茂男） 前向いたご発言ありがとうございます。ぜひ、信号機設置のご努力をいただいたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） 森永茂男君の質問を終わります。5番西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 5番西岡でございます。2点質問をさせていただきます。まず第1点、坂村真民記念館についてお尋ねをいたします。坂村真民記念館は、本町にとって大切で必要な施設と考えます。国民的な詩人・坂村真民先生は派手な事を好まず、質素で素朴を愛する人でございました。先生のファンも真民さんの生き方や考え方に共感をされた人たちだらうと思えます。従って、記念館も先生やファンの皆さんの思い望むところのものにしなければなりません。そこで、賛同者の基金がメインとなり、本町が後援をする、小さくともキラリと光る記念館が良いと考えます。町の活性化や商業ベースに乗る、乗らないは、後からついてくる事ではないのかと考えますが、記念館の意義について町長のご所見をお伺いします。

続きまして、第2点、町有財産の有効活用についてお尋ねをいたします。国はもちろんの事、各地方自治体の財政が厳しさを増しています。本町も財政力を高める事を考え努力しなければなりません。そこで町が保有している財産・土地・建物で現在活用されていない物件あれば、今後有効活用する必要があるのではないのでしょうか、町長のご所見をお伺いします。また、旧広田村道の駅近くの鉾山跡の坑道の所有権、そして概要、長さとか大きさとか径とかも、そしてまた本町がそういう跡地を再利用できるのかどうか、町長にお尋ねをいたします。以上2点、

よろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） 西岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。坂村真民記念館建設についてご理解をいただいておりますこと、心からお礼を申し上げたいと思います。これをきちっとやるのが私の仕事であるというふうに私も思っておりますので、これからもご協力をよろしくお願いいたします。現在、先程の行政報告の中でも申しましたように、全国の方々から4千万円を超える寄附をいただいております。建設に当たりましては、この寄附をいただいた方々のお気持ちにお応えしたものにしなければならないと思っております。また、真民先生の心と言うのは、やはりご遺族の方々が受け継いでいるというふうにも思います。そしてまた、町の考え方、それを含めて真民さんにふさわしい記念館を建設したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、町有財産の有効活用についてのご質問ですが、ご指摘のとおり、今後の町財政を考える上で、資産の有効活用は重要な事だと思えます。現在、当初の計画どおり利用されていない土地や、用途を廃止して以降、活用されていない土地は、伝統産業会館西側の陶芸公園用地、原町地区公民館用地、重光住宅跡地などがあります。また、建物については、利用できなくなったものは、順次取り壊しを行っております。今後は、この活用できていない町有財産について、売却可能な資産は売却を検討し、町有財産の有効活用に努めたいと考えております。次に、鉱山跡についてでございますが、現在、所有権は、砥部町にあります。概要でございますが、広田村史によりますと昭和29年に休山するまで、約18万tの銅や硫化鉄を産出していただいております。坑道延長は約8,700m、坑道径は1.5mから2m程度のものであります。その後、昭和39年に広田鉱山日本工業により再開され、昭和45年に閉鎖されています。なんに利用されようと考えておられるかわかりませんので、回答にもなりません。閉山して約40年が経過しているため、坑内はかなり崩落していると思われまます。以上で、西岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） それでは再質問をさせていただきます。真民先生の記念館はその先生にふさわしいと言われて、そのとおりでございますけれども、今後また有名な立派な方も出てこられる可能性も十分あるかと思えますので、あまり大きな素晴らしいものを造ったら次の方にも大変負担になろうかと思えますので、そこらへんも真民先生のふさわしいものをしていただくようお願いをいたしたいと思えます。

そして、第2点はやはり坑道は温度が一定しておりますので、そんなに、8kmもじゃなしに、入口から100mとかそういう範囲内でワインを作るとか、マッシュルームとか、そういうような出来たらどうかというような気持ちでちょっとお尋ねをいたしました。そこら辺も

う一点だけご答弁お願いします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） 再質問でございますが、真民先生の記念館の事、ふさわしいのはどこにあるかという問題だと思います。これにつきましては、昨年12月に講堂跡、砥部小の講堂跡をそのまま使って作ろうとか、という話もございましたが、一応取り壊して建てるということに決定をいたしましたので、これから設計に向かう時にまた議員の皆様とご相談しながら、進めていきたいと思っておりますのでご理解ください。

それから、坑道、鉱山跡でございますが、坑道の利用でございますが、先程も申し上げましたように、閉山してからもう40年経っております。0歳の方が40歳になつとるわけでございますので、それについては、なお中を調べてみなければなりませんし、言われたワインの工場を作るとか、いうのにつきましても現実性があるかどうか、考えてみなければならぬというふうに思います。そういうことで、西岡議員さんにもぜひとも研究を一緒にしていただくようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（土居英昭） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） よくわかりました。一緒に協力ができることは一生懸命に頑張っていきたいと思っております。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（土居英昭） 西岡利昌君の質問を終わります。

ここで暫く休憩します。再開は10時40分の予定です。

**休憩 午前10時30分**

**再開 午前10時40分**

○議長（土居英昭） 再開します。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） 12番、井上洋一でございます。2点質問をいたします。1点目、ファミリー・サポート・センターを設置されたいということでございます。厚生労働省によると、ファミリー・サポート・センター事業の概要は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行なうことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行なうものであるとのことであります。相互援助活動の一例は、（1）急な残業の場合に子供を預かる。（2）保育施設までの送迎を行なう。（3）保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後子供を預かる。（4）保護者の病気や休養等の場合に子供を預かる。（5）冠婚葬祭や他の子供の学校行事の際、子供を預かる。（6）買い物等外出の際、子供を預かる。などであります。ファミリー・サポート・センターのしくみは、センターがアドバイザーであり、援助を受けたい会員から申し入れを受け、



援助を受けたい会員に援助の打診を行ない、成立すると、援助を行なうということでもあります。全国での平成17年度末現在の実施市区町村数は437市区町村であり、現在はもっと増加していると思われます。聞くところによると、周辺では、松山市、伊予市、松前町などが実施しているとのことでもあります。その松前町のファミリー・サポート・センター「ma★ma・ほっと」は、平成21年3月31日現在の登録会員総数は、431人であり、援助件数延べ285件、利用人数191人です。以上の状況を考えてみると、砥部町も、ファミリー・サポート・センターを導入して住民の福祉活動に少しでも寄与されてはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いします。

2点目、果樹（みかん）農家に助成金を。民主党のマニフェストに戸別所得補償制度の導入があります。米、麦、大豆等販売価格が生産費を下回る農産物を対象に、その差額を基本とする交付金を交付するものです。この制度は、食料自給率の向上を図ることと、水田農業の経営安定を図るために、赤字に陥っている米に対して補填する対策をセットで行うことであろうと思います。砥部町の農家は、大半が米ではなく、果樹すなわちみかんであり、厳しい経営環境下にあります。そこで一例ではありますが、肥料等に対して一定の補助、助成をはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただいまの井上議員のご質問にお答えをいたします。はじめにファミリー・サポート・センターの設置についてのご質問でございます。本町では、昨年度に砥部町次世代育成支援行動計画の見直しを行い、平成22年度から26年度の5年間を実施期間とした後期実施計画を策定いたしました。この計画書の中で、多様化する保育ニーズへの対応策の一つとして、平成26年度までにファミリー・サポート・センター事業の実施を目標としております。しかし、町民の方からも援助を受けたい人、応援したい人、双方からお話がございました。そういうことで、早急に事業化を検討していきたいと思っております。

次に、果樹農家に助成金をご質問ですが、現在、町単独事業として農業団体が奨励する優良品種の苗木購入の補助事業や果実の品質向上を目的にマルチ栽培を推進するための資材購入の補助事業を当初予算に計上しております。さらに、本議会において、雨よけハウス・かん水施設整備に対する補助や鳥獣被害防止のための電気柵設置に対する補助の事業費を補正予算計上していますが、農家負担の軽減を図るため、これまで10%であった町の補助率を約17%にして、提案させていただいております。ご質問の肥料に対する補助事業は予定しておりませんが、既存の助成事業の充実を図ることで、農家の皆さんの負担軽減を図ってまいりたいと思っております。以上で、井上議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） ただいま町長の方から平成26年度までに設置をしたいと早急に検討

いたしたいという答弁でございますので、私もできるだけ早く住民福祉のために設置をしていただきたいと思っております。ちなみに、この松前のファミリー・サポート・センター「ma★ma・ほっと」利用状況ですが、サポート会員が69人。これは平成21年の3月末ですが、利用会員が351人だそうであります。当然松前の方が砥部町より人口が1万人ほど多いので、多少この人数は変わろうかと思いますが、まあ両会員、どちらでもできる方というのが11人だそうです。まあそんなことで合計が431人となったそうでございます。月ごとの援助活動等の状況というのは、そんなに変わっておりません。たとえば4月が援助件数24件。まああと月別ですが、25、23というふうになっておりまして、少ないときが8月の13件。一番多いときでも9月の31件。ということは、平均的に利用されているんだというふうに受け取れます。それで内容については、松前町の方は、援助内容は14件ほどしておりますが、特に多いのが学校放課後児童クラブ終了後等の援助、保育所、幼稚園の送迎等の援助、町の子育て支援事業関連の預り、子供の習い事への送迎援助。特に最近この習い事への送迎援助が増えたそうであります。そんなことで、合計件数285件となっておりますので、その辺もご参考にしながら、できるだけ早急に設置をしていただきたいと思っております。その辺り、人数等も含めてまた町長等のお考えを再度お願いしたいと思っております。

また、この柑橘の関係ですが、農業を取り巻く環境は厳しくなっております。農政転換も進む中、県内の農業は重要な危機にあると考えます。生産者の所得向上と地域農業再生にぜひとも力を尽くしていただきたいと思いますので、再度ご答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 再質問でございますが、ファミリー・サポート事業でございます。これはこの間もぽっかぽか祭と言って小さい子供さんの、今町の支援事業でやって頂いている事業もございます。そういう中でも、この子供達が順に大きくなってということも伺いましたし、またPTAの方からサポートしたいというような、私達も大分子育てが済んだからやりたいというようなご意見をいただきました。そういうことで、子供達の今後の育成のためにはどうしても必要な私は事業であるというふうに思っておりますし、お互いに助け合う世の中を作っていかなければならないというふうに考えております。そういうことで、今人数的に何名ぐらの利用者とか、サポートする人が何人ということは申し上げられませんが、積極的に活用していただけるいい組織を作りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、果樹農家の助成でございますが、これにつきましても他のいろんな事に比べるとまだ農家の方に対する助成が十分ではないという気持ちを私は持っております。そういうことで、今後また皆様方、そしてJAあたりとも相談しながら、本当に農家の方が望んでいる助成

をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） このファミリー・サポート・センターの、簡単に言えば特徴は、行政が窓口になるということで、ある意味で住民の信用という問題があるんです。各地にNPOを使ってやっているところもあると聞いておりますが、そのNPOという団体が本当に大丈夫なのかと、その辺のクエスチョンマークがついておりますんで。行政が窓口にするということで、安心・安全ということなんです。ですから、町の方でぜひお願いしたいということでございます。

それと、この果樹の関係ですが、私の耳に入ってくるのは、町も砥部焼は一生懸命頑張っていると、砥部焼まつりを行ない、今年も大盛況、本当に喜ばしいことです。それはいいと。しかし農業をほっとんじやないかというような声を聞きますので、是非ともそんなことはないよと、私も言っておりますが、砥部焼だけではなく、農家も忘れないようにということですので、ぜひその辺りお願いしたいと思っております。答弁はおりません。以上です。

○議長（土居英昭） 井上洋一君の質問を終わります。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 議席11番、宮内光久でございます。6月8日、鳩山前内閣から新菅内閣が発足し、記者会見で財政再建が新政権の最大課題であると認識を示されました。消費税増税に向けた考えが念頭にありと見られ、前政権から方針の転換をした形であると私は思います。いずれにせよ、国民は今度こそその裏切ることのない政権運営を望みたいものであります。それでは、質問に入ります。まず1点目、陶祖ヶ丘公園の整備についてであります。4月16日、砥部焼まつり前夜祭に先立ち、先人を祭る陶祖ヶ丘公園に顕彰碑を建立され、その除幕式に私も参加をさせていただきました。梅野武之助氏は戦後の不況で砥部焼が大変苦しい時代に中央から著名な陶芸家や工芸家を招き、デザインの指導を受けるとともに、若手陶芸家の育成に尽力され、民芸運動の時代にもマッチし、白磁に呉須という今日の砥部焼の基礎を築かれたものでございます。また、文化協会の創立や、梅野奨学基金など砥部町の発展に貢献され、平成13年には名誉町民の称号が送られています。大変立派な顕彰碑であります。裏側に回ってみると、ゴミや空き缶などが散乱しているのを目の当たりにしました。伝統産業会館を見学後、陶板の坂道をゆっくり散策し、砥部焼の聖地・陶祖ヶ丘公園に立ち寄って、砥部の景観を見下ろす時、あまりにも足元が汚いのではまちの美しさも半減します。そこで、陶祖ヶ丘公園の整備計画について町長のご所見をお伺いいたします。

2点目は、自然災害・雪害についてお伺いします。3月10日、午前10時30分暴風雪警報が発令されました。この影響で本町でも特に広田地域において大量の湿った雪が降り、着雪による倒木や風等で木先が折れる等の大きな被害が発生いたしました。行政事件等報告書の中で第一権現荘と第二権現荘についての被害の報告を受けましたが、森林等はどうなっているの

か、状況はどのようになっているのか、そこで質問いたします。(1) 被害はどのくらいのものか。現在の状況はどのようになっているのか。(2) 町の今後の対応はどのようにするのか。以上町長のご所見をお伺いいたします。

3点目はヘルメット着用の呼びかけについてお伺いいたします。自転車が跳ねられる交通事故を減らそうと、県警交通企画課は昼間も自転車のライトを点けて走り、視認性を向上させる自転車のライト昼間点灯運動を初めました。県内で今年自転車利用者が死亡した交通事故は6件。いずれも日中に発生しており、県警は交通安全講習会や街頭指導などでライト点灯を呼び掛け、死亡事故アンダー80を展開いたしております。本町の子供達も交通事故に遭わないよう、交通安全教室などで安全意識を持って頂いておりますが、休みの日や午後自転車に乗る場合、交通ルールを無視した乗り方をしている子供もずいぶん見かけます。また、中学生の場合、通学時は全員ヘルメットを着用していますが、休みなどはほとんどの生徒がヘルメットを着用していません。自分を守るためにも、事故防止を図るためにも、ヘルメット着用の呼びかけを推進すべきだと私は思いますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今の宮内議員のご質問にお答えをいたします。始めに陶祖ヶ丘の整備、それから清掃についてのご質問でございますが、陶祖ヶ丘の整備は、忠霊塔部分を除いた陶祖ヶ丘周辺を整備したいというふうに考えておりました。南斜面に陶板613枚を使った縦5.2m、横10.3mの陶壁画、その上部に柵を設置いたします。そしてまた、追加工事といたしましては、階段への手摺の設置、そして砂利敷きによる雑草対策などを行いたいと考えております。事業費は695万7千円でございます。本年8月末の完成を予定しております。なお、梅野鶴市さんの像の基礎部分の補修が必要になっておりますので、これも早急に対策を立てたいというふうに考えております。陶祖ヶ丘は申されましたように砥部焼の歴史を飾る方々をたたえた聖地であり、陶街道のポイントとして欠かせない場所であると思っております。訪れた皆様が心地よく散策できるよう、整備完了後も清掃に努めてまいりたいと思っております。

次に、自然災害、雪害についてのご質問でございますが、1点目につきましては、町道や公共施設にとどまらず住宅や農林業にも被害を及ぼしました。被害状況は、町道関係では、30路線64箇所の倒木による被害。建物では、公共施設である第2権現荘と、大内野地区の民家2棟について、屋根の一部が破損いたしました。そして農業施設関係では、ビニールハウスが11棟被害を受けております。被害総額は300万円、林業では、3ヘクタールの山林が被害を受け、被害総額は103万8千円でございます。2点目につきましては、現在、町道及び公共施設は、すでに復旧をいたしております。また、住宅やビニールハウスにつきましても復旧が進んでおります。しかし、先程の大平さんの質問にもございましたが、山林の倒木処理など

復旧作業がなされているところ、またほとんど放置されている状況、いろいろございますのが現状ですので、そういうことで、関係機関との協議、適正な間伐の推進等により、災害の起こりにくい森林整備を進めてまいりたいと思いますし、先程申しましたように、損害保険の加入促進も含めて推進したいと考えております。次のヘルメット着用の呼びかけについては、教育長が答弁しますので、よろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 宮内議員さんのヘルメット着用の呼びかけをのご質問に対してお答えをいたします。平成20年6月に道路交通法の改正がございまして、その改正の中で「児童又は幼児を保護する責任のあるものは、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。」というふうに改正がなされております。が、しかし、子どもたちや保護者にこのことが十分浸透をしていないのが現状であろうかと思えます。そして自転車事故につきましては、年齢が低いほど、頭に損傷を負う事故が多くなっております。転倒による致命的な負傷を防止するためには、ヘルメットの着用が有効であろうというふうに考えております。現在、幼稚園や小・中学校において交通安全指導を行っております。今後は、この指導の中で、ヘルメット着用の必要性を教えて参りたいと思います。そして、PTAの会合などを通じて保護者に対しましても、子供のヘルメットの着用、あるいは先程ご質問の中にもございましたライトの昼間点灯、こういったことについて呼び掛け、啓発を行うなど、自転車の安全利用について推進して参りたいと考えております。以上で、宮内議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 答弁を頂きましたが、ただ、まず1点目の陶祖ヶ丘公園の整備について。ずいぶんともうできておられると思いますが、まず私もその除幕式に参加してまず思ったことが、ひび割れがいつとる、先程町長が言われたところでございますが、あそこもやっぱり整備をしておかなければいけないものだと思います。また、町長の方にはいつ頃計画を立てられるのか、予算をどのくらいできるのかを、答えていただきたいと考えます。ずいぶんとなんか、昨日ですか、陶版ができたということで、伺っておりますけれども、昨年9月にですね、補正予算であそこの陶祖ヶ丘の整備をすとなつとりましたけれど、今までちょっと遅れた理由をですね、一つお聞かせいただきたいと思えます。

2番目の自然災害についてでございますが、先程大平議員の方も質問されたと思えますので、繰り返しては言いませんが、ただ私の方は、個人財産の方は個人が見るということですが、ただ広田地域には町有の森林がございまして。総津と上尾峠の所にあるかと思えますが、こちらの被害はどのように把握しておるのか、お聞かせを頂きたいと思えます。

3番目のヘルメット着用でございますが、前向きな答弁ありがとうございます。私も娘と話

をする中で、それはお父さん、全部が全部ヘルメットを買うということではできないよと、だから呼びかけと言う感じで私は質問させていただきました。ただ、ヘルメットを被らずにそのまま乗るといのは大変危険でございますので、通学の場合にはですね、黄色の帽子を被っているかと思えます。小学生は全員ですね、女性も男性も黄色の帽子を被っております。無帽子ではもし転げた場合、頭を打った場合に大変危のうございますので、そのヘルメットを着用できない場合はですね、小学生の方にはまず帽子を被る、黄色い帽子なので目立ちやすくなりますし、事故防止にも繋がるかと思えますし、自分の身を守るためにも帽子一枚で変わってくるかと思えますので、そここのところ、答弁一つよろしく願いをいたします。以上です。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 再質問にお答えをしたいと思います。先程ご指摘のひびが入ったところというのは、梅野さんの銅像の周辺ということで理解をさせて頂いております。これにつきましては約10mm、1cmぐらい傾いているのではないかという調査状況でございます。そういうことで、これは危険でもございますので、早急に先程申しましたように修理をさせて頂くということでございます。それと、あの辺りは非常に砂地でございますので、今までの雨、その他によって空洞が一部できているということでございますので、これを早急にきっちと修理をしたいというふうに思っておりますが、今整備をする予定の予算の中で上がる程度だというふうに考えておりますので、予算が今いくらかということは申し上げられませんが、予算内でさせて頂くというふうに思っております。それと、遅れた理由でございますが、整備が21年の9月に補正予算を頂いてやっているわけなんですけど、まず1番はデザインでございます。陶板600枚あまりを使うのでございますので、砥部焼協同組合においても誰にデザインをするかとか、最初は3人ぐらいでやろうということで進めていたんですけど、なかなかまとまらないということで、最終的には工藤省治さん一人になったということを知っております。やはり一貫性のあるものでなければこれだけの陶板を使ってやるわけでございますので、そういう面でデザインの確定に時間がかかったということでご理解をいただきたいと思えます。

それから雪害の関係でございますが、町有林は0.55haということでございまして、杉の木倒木、そして幹折れ等がございました。この金額についてはあんまり大きな額にはならないと思えますが、保険に加入しておりますのでそれで対応したいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 宮内議員さんの再質問に対してお答えをさせていただきます。ヘルメットの代わりに黄色い帽子を着用してはという大変良いご提案を頂きました。ありがとうございました。先程申し上げましたように、道交法の改正がございましたけれども、これは努力事

項ということで義務になっておりませんので、なかなか浸透していないところがそこらにあるんかなというふうに思います。ヘルメット着用ということが有効ではございますけれども、ヘルメットを購入するといいますとやはり値段がかなり高価なものですので、かかってまいります。その対策として黄色の帽子、いうふうなことでご提案を頂きましたので、その方法も含めて、啓発呼びかけを努めてまいりたいと思います。いずれにしましても、いくら子供といえども自分の命、体は自分で守る、こういった安全教育の中で進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（土居英昭） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） はい。再々質問になりますけれども、陶祖ヶ丘公園の整備については、町長の前向きな答弁を頂きました。早急に修理をして、立派な祖ヶ丘公園を作られるように要望をいたしておきます。

2点目の自然災害は、町有林が0.55haでございますが、これは全体でございますけれども、この0.55の中には総津と上尾と両方あるかと思いますが、これの詳しく話ができる場合やったらしていただきたいし、調べてない場合はまた後でお聞かせいただいても結構でございます。

3点目のヘルメット着用については、教育長の方から前向きな答弁を頂きましたので、ぜひ実行をされますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 詳しくということでございましたが、ちゃんと資料を用意してくれておりましたので、これを基にご説明をさせていただきます。3月10日の大雪で被害のあった町有林は仙波地区の町有林がほとんどということでございます。仙波地区の1647番地、これが0.84ha。それから仙波の1648番地、これが0.042ha。仙波の1649番地、これが0.182ha。仙波の1650番地が0.05haと。合計で1.114haで、これを被害率50%と積算しますと、被害面積が0.557haとなるものでございます。以上です。

○議長（土居英昭） 宮内光久君の質問を終わります。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 1番佐々木隆雄です。私は毎回議会で発言をさせていただいておりますが、常に申してますように、やはり町民の声をこの議会に届けるのが議員の役割だというふうなことで、今回もいろんな声が寄せられました。それを元に2つの点について質問いたします。1点目は坂村真民記念館建設に関することでございます。建設に関してすでに新聞報道もされておりますが、また先程の町長の報告にもありましたが、劔南館を壊してそこに新たに作るというふうなことまで決定はしておりますが、私は町民の声なんかも聞く中でですね、やはりこういう財政的にも厳しい状況の中で、なるだけ町の財政を使わないで進めてほしいなど

いうふうな声がありました。現在、5月末現在で4,061万3千円の寄付が届いているというふうに報告がありました。元々は5千万ぐらい計画をしているかと思いますが、基本的にはこの5千万円でその範囲内で進めることが出来ないのだろうか、そうすれば町にとって、当然町民にとってもその負担はないというふうなことで、そういうふうな考え方も必要ではなかろうかということが1点目です。それから2つ目は、私はまだ1年余りで十分に勉強できてなかったのが、本来でしたら3月議会で質問をしないといけない中身だったんかも知れませんが、建設の工事費は22年度の当初予算には計上されていなくて、補正予算で計上するというふうな項目がございました。どちらかと言うと補正予算というのは例えば災害があつてそれに対してこういう援助と言いますか、対応したから、これこれの費用が必要だったというふうなことで、例えば計上されるような問題ではなかろうかと思いますが、このような大きな工事については、本来はやはり全体概要と言いますか、そういうものをしっかりと打ち出して、その計画に伴ってですね、これぐらい費用がかかるというふうなことで、予算計上する、そういうやり方が本来の進め方ではないのだろうかというふうなことも考えられます。ですから、こういう進め方についてどうなんですかというふうな声が私の方に届きました。十分に私自身は回答できませんでした。町長、どのようにお考えなのか答えを頂きたいというふうに思います。

それから、大きな2点目は下水道の受益者負担金に関する事で、これは極めて具体的な事例で、町民の方が相談に来られました。町の方からも既にお話もあつて、お話も聞いて、判子も押したよというようなことだったんですけれども、改めてですね、相談があつたものですから、一度議会で取り上げましょうと、しかも今回条例の提案がされておりますので、合わせて検討をしたいなど、していただきたなというようなことで、質問を用意いたしました。飲食店を営業してありまして、現在もう廃業してあります。普通のもう民家になってあります。で、ご夫婦2人で、いわゆる年金暮らしで生活をされている方です。飲食店をしていた関係で15人槽が設置されているということで、この負担金が条例の原案でありますように10人槽までが18万程度ですかね、それから増えるごとに公式があつてプラスされるというふうになっておりますが、もうこの方たちの生活実態は夫婦だけで、普通の家庭での生活ですので、そんなに多くの例があるとは思えません。こういうふうな方のためと言いますか、こういう具体的なこの町民の生活実態にあつたような受益者負担金の設定というふうなことにするような項目を取り入れていただくようなことも検討頂きたいというふうなことで、町長のご所見をお伺いしたいと思っております。以上2点です。どうぞよろしく願います。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） それでは佐々木議員のご質問にお答えをさせていただきます。日頃から町民の皆さんのご意見をお届けいただいて本当にありがとうございます。お礼を申し上げ



たいと思います。私ももっともっと耳をいろんな方向に向けて聞いていかなければならないと自分自身も反省するとともに、一つの意見でなく、いろんな意見を聞いていこうというふうに思っております。始めに坂村真民記念館の建設についての2点のご質問ですが、1点目の建設費用につきましては、現在、町内外から4千万円を超える寄附金の申込みをいただいております。建設費は、その寄附金を充てるほか、国からの財政援助を受ける合併特例債を充てる計画を立てています。まだ設計ができておりませんので、どのぐらいという金額は今申し上げられません。そういうことで、合併特例債を充てて計画をしたいと考えております。それともう一つ、私なりの考え方として、皆さんから寄付をしていただいたんで町は知らないよ、4千万円以内で建てるよ、これもやはり寄附をして頂いた方にそれで十分かどうかというのもやっぱり私はよく考えなければならぬというふうに私なりの考え方を持っております。2点目の進め方についてでございますが、当初の案としては、建設費を22年度の当初に計上する予定でした。これは佐々木議員さんをご指摘のとおりでございます。議員さんもよくその事情はおわかりになっていると私は思いますが、この真民記念館の特別委員会を立てて、12月には松山の方へ講堂改築の見学にも行きました。その中でなかなかいろんな意見が出て、まとまらなくて、3月を過ぎてから壊すという方向が決まったわけでございます。そういうことで、どういふものか全然わからない状況での予算というのは計上できません。そういうことで、従来とは変わった形になりましたが、これをしたら23年度に送っていいものかということになりますと、そうではないと思います。そういうことで、今回の場合は特例ということになるかもしれませんが、これからそういうこともまた起こること、私はあると考えられます。そういうことで、やはり基本計画が出来た段階で広報等により住民の皆さんにもご説明し、設計が完了いたしましたしてから、本体の建設費については予算計上をさせていただきますので、よろしく願います。

次に、下水道事業受益者負担金についてのご質問ですが、かつては店舗などの兼用住宅として、11人槽以上の浄化槽を設置しながら、現在は廃業して専用住宅化している建物が、町内に十数件ございます。これは町全体でございます。今回の計画区域外も入れてございますので、その点もご理解ください。これらにつきましては、既存浄化槽の人槽と、現状における算定人槽との差が大きいことから、負担も大きくなるものです。負担を公平にするため、本議会に提案させていただいております砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例に、減免規定を設けさせていただいておりますので、その中で検討してまいりますので、その旨皆様にもお伝えさせていただきたいと思います。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 坂村真民記念館の件。全員協議会の時にも、私も発言をさせていただきましたし、他の議員さんからもそれについてはいろんな意見が出されたかと思えます。町長

のところにも直接町民からも声が届いているようにもお聞きしております。その中でなかなか地域によって正直言いまして、坂村真民さんのために町が一生懸命やってるんじゃないかと、いうふうな声も聞かれております。名誉町民のモニュメントが、ロビーに入ったら4人の方がおいでますが、例えば砥部町にとってはやはり梅野さんの、お名前すみません今出てきませんが、この間、武之助さんですか、出された功績から考えると、むしろ梅野さんの功績をたたえるような建物も必要ではないかとか、いう声とか、井上正夫さんのように文化会館の中にそういう資料室を設けていますが、そういうものと一緒にするだとか、西岡議員さんの質問にもありましたが、今後やはり砥部町からいろんな偉大な方が出てくる可能性はあります。そういうのはある特定の方の記念館ということではなくて、むしろ砥部町全体にとって本当にみんなの誇りになるような方、まとめてと言うのは失礼なんですけども、一同にするような形での記念館建設とかいうふうなことも考えられるんじゃないかというふうな声も出されてきております。そのようなことで、もう少し坂村真民記念館ということできなくて、砥部町としてそのようなことも年頭に置いて進めていっていただくことも重要じゃないかなというふうに思います。

それから、受益者負担金については減免措置もあるというふうなことなので、また具体的にその中身をもって相談者には私の方も対応していきたいというふうに思います。砥部町全体の記念館的なもののお考え、町長、ご所見をお願いいたします。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 佐々木議員さんの再質問にお答えさせていただきます。確かに私の方へ文書で2通のお手紙を頂きました。大体内容は同じでございました。そのお2人とも、内容についても同じものを頂きました。しかし、私のところへ真民先生の記念館いつ出来るのこの声はたくさんもともと届いております。私はやはり先程も申しましたように、意見はいろいろあると思います。反対の方もあるし賛成の方もいる。そういう中で、取捨選択をして、いい方向へ進めるのが役目ではないかというふうに考えておりますので、その点につきましては、決して頂いた意見を無視しているわけではございません。腹の中に入れて私なりに考えさせていただいております。それと、坂村真民記念館の建設につきましては、佐々木議員さん大変申し訳ない言い方かもしれませんが、この話は今日出てきたわけではございませんので、今までの中で真民先生の記念館を造ろうということで議会の中では相談ができていたと思います。そういうことで、ご意見はご意見でももちろん結構なんですけど、やはりそういうこと決まったら今度また協力をして頂いて、それを建設する中でどういうふうに進めたらいいかということをやはお教えいただいたら、私はもっとももっといいことが出来るんじゃないかと思っております。そしてまた、砥部町の偉人の方といいますか、先人者と言いますか、先覚者と申したらいいでしょうか、そういう人を一同に会した記念館を作る、これも一つの方法だと思います。今いろんな全国各地で作られている記念館というのは、割に特定の人を関した記念館が非常に多ござ

います。決してそれがいいとは私は申しませんが、そういう例は全国にたくさんございます。そういう中で、特定をして、その人の功績を称えると言いますか、考え方とかそれを伝えていくのも一つの役目ではないかというふうに思います。そういうことで、私は今回の坂村真民記念館はそのままでなんとか建てたいというふうに思います。梅野武之助さんのお話も出ました。この方も私も立派な方ではありますが、これを皆様方にどんどんお知らせをして、他の方にも砥部へ来ていただくというのはちょっと難しいんじゃないかと思えます。そういうことも合わせて考えております。なおちょっと申し添えておきますけど、陶祖ヶ丘の梅野武之助さんの碑については、砥部焼まつり実行委員会が砥部焼まつりを興してくれたということと、砥部の焼物に貢献したということで、建立をされましたので、町からは予算を持ってはおりませんので、その点も含めてご説明をしておきたいと思えます。

○議長（土居英昭） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 坂村真民記念館建設そのものは、町長のお考えで一生懸命進めていかれてますが、それについてやぶさかではございません。やはりこの最初の一番目に書いてますように、やはり町民にとって極力町の方からお金を出さないでもやる方法があるんじゃないかと、もっと研究をすべきじゃないかというふうなところは、我々議員もしっかりと、やっぱり捉えて議論の中にも参加していく必要があるというふうに考えます。そういう意味では、これからいろんな事業計画等も出されてきますが、常に町民の思いをしっかりと受け止めて、この建設に関わっていくというような姿勢を、ぜひ町長も含めてお持ちいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか、町長。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 再々質問いただきましたが、私はそのとおりだと思います。佐々木議員さんもそれぞれのお考えを持っておりまして、私も持っております。個人一人だけの意見、一人だけとは申しませんが、砥部の町民の皆様全体の意見をいろんな角度から検討して決めていきたいと思えますので、それはまったく同じだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） 佐々木隆雄君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第41号 21砥下第16号砥部放流渠圧送管敷設工事（8工区）請負
契約の変更契約の締結について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第7議案第41号21砥下第16号砥部放流渠圧送管敷設工事（8工区）請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求

めます。東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） 21 砦下第16号砦部放流渠圧送管敷設工事（8工区）請負契約の変更契約の締結についてご説明申し上げます。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。平成22年6月10日提出、砦部町長中村剛志。まず契約の目的でございますが、21 砦下第16号砦部放流渠圧送管敷設工事（8工区）。変更契約の金額でございますが、6,205万2千円。消費税及び地方消費税の額を含むものでございます。今回の変更契約による増額でございますが、377万円の増でございます。消費税及び地方消費税の額を含むものでございます。契約の相手方でございますが、愛媛県伊予市下吾川947番地の1株式会社伊予ブルドーザー建設、代表取締役今岡満洲太郎。変更の理由を説明させていただきます。お手元に配布させていただいております資料により説明をさせていただきます。8工区の工事区間につきましては、紫色の実線の区間で、工事延長が528.8mでございます。変更の理由の第1点目でございますが、麻生保育所の前の周辺から南の青い実線がその図面にあると思いますが、これが約350mございまして、ここの掘削の結果、粘土層部分がございまして、埋め戻しの土として利用できないというふうなことで、この軟弱な土の運搬と処分、それと入れ替えの砕石の費用が必要になりまして、増額となるものでございます。2点目でございますが、地元水利組合との協議によりまして、渇水時に処理水を農業用水として利用するための分水吐き口を3箇所設けることとなっております。水利組合と現地で最終協議を行いました結果、緑色の実線の吐き口の①の所の部分が15m上流に位置の変更となったものでございます。それと下の方の③の吐き口につきましては、ちょうど渡辺操さんのお宅の前の既存水路の方に放流することに変更になりまして、これに伴いまして今回の放流管の埋設時に併せまして分水管を35m分同時に埋設する方が22年度で工事をするより経済的になるというようなことで、新たにこの工事費を計上するものでございます。3点目でございますが、赤い実線部分が舗装の仮復旧工事の追加部分でございます。公共下水道工事に伴います舗装復旧につきましては、施工当日にまず復旧を行いまして、続きまして下水道管の埋設がすべて完了いたしますと、仮復旧をするというのを当該工事で行っております。そして翌年度以降に下水道管の敷設をいたしました車線の全幅員の本復旧を基本といたしております。この8工区区間の528mのうち、赤い実線部分の約200mの区間におきましては、下水道本管の敷設工事、それと水道管の移設工事を同時期に行っておりまして、それぞれ仮復旧の舗装の経費を計上いたしております。しかしながら、最終工事でございます8工区の工事が終わり次第、仮舗装をまとめてする方が適正な道路管理と効率的な施工管理を行えることから、下水道本管敷設工事と水道管移設での仮復旧工事を減額いたしまして、最終工事となりました8工区の本工事の事業費に仮舗装の費用を追加をさせていただくものでございます。以上の変更によりまして、377万円の増額となるものでございます。提案理由でございますが、

21 砒下第16号砒部放流渠圧送管敷設工事8校区請負契約の変更契約を締結したいので、砒部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） ちょっと私の方が、聞き漏れがあったら訂正しますので、その時は申し訳ございません。今課長の方からご提案がございました第8工区の件ですが、粘土層部分についてはどのぐらいの量が出たのか。私はちょっと一般的に分かりませんので、例えばダンプで何台とか、で結構ですので大体で結構ですからお答えいただきたいと思います。

○議長（土居英昭） 東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） 井上議員さんのご質問にお答えさせていただきます。粘土層の発生の量でございますが、約78㎡でございまして、10tダンプで申し上げますと約20台分を、搬出を、入れ替えたということでございます。

○議長（土居英昭） 他にございませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第41号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第41号21砒下第16号砒部放流渠圧送管敷設工事（8工区）請負契約の変更契約の締結については可決されました。

~~~~~

## 日程第8 議案第42号 衛星インターネット接続機器購入契約の締結について

### （説明、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第8議案第42号衛星インターネット接続機器購入契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第42号衛星インターネット接続機器購入契約の締結について。次のとおり物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求める。平成22年6月10日提出、砒部町長中村剛志。提案理由でございますが、先般の全協で報告いたしましたとおり当初3月定例会で請負契約を締結しておりました業者の機器調達先が5月中旬廃業ということになりまして、前の契約業者が履行できなくなったと、それに伴いまして、新しい業者と契約

をするものでございます。契約の目的でございますが、衛星インターネット接続機器購入。契約の方法、随意契約。契約金額1, 169万9, 999円でございます。契約の相手方、広島市にあります株式会社シーオーテックでございます。以上で説明を終わりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） ただ今課長の方から提案がございまして、当初の契約社が倒産、施工可能でないということをご報告いただきました。ならば契約の中にもあろうと思いますが、そういう場合は違約金かなんかをいただくようになっておるように思います。もしなっておらんのなら別ですが、その違約金が大体いくらぐらいになるのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（土居英昭） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） ただ今の三谷議員さんのご質問でございますが、契約条項の中に、不履行になった場合には契約金額の10%を払うということになっております。今回、正式な金額につきましては、100万2, 750円という金額が違約金として払われることになっております。以上でございます。

○議長（土居英昭） 16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 10%のいわゆる違約金だということでございます。払われることになっておりますというお答えでございましたが、まだ払い込みはされておらないのでございませうか。あるいは払い込み先の、倒産したところから払い込んでもらうというのは大変なことではございませうけれど、町がそういう契約結んだ業者でございますので、少なくともその程度のことはできると、これは私の勝手な想像でございますが、そこらあたりもわかる範囲で結構でございます。お答えをいただいたらと思います。

○議長（土居英昭） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 三谷議員のご質問にお答えいたします。当初の契約業者にはその旨連絡しまして、ご了解いただいておりますが、事務手続きの都合上、まだ請求書は発送しておりませんが、払っていただくということで了解をいただいております。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第42号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第42号衛星インターネット接続機

器購入契約の締結については可決されました。

○議長（土居英昭） おはかりします。ただ今中村町長から議案第57号21教育第27号広田小学校体育館耐震補強等整備工事請負契約の締結についてが提出されました。ここで議案を配布いたします。しばらくお待ちください。

[議案配布]

○議長（土居英昭） 議案第57号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。議案第57号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第57号 21教育第27号広田小学校体育館耐震補強等整備工事請負契約の締結について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 追加日程第1議案第57号21教育第27号広田小学校体育館耐震補強等整備工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第57号についてご提案申し上げます。議案第57号21教育第27号広田小学校体育館耐震補強等整備工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。平成22年6月10日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、提案するものでございます。内容は議案書にありますように、契約の目的として先程申しました広田小学校の体育館の補強等の工事でございます。契約の方法は、公募型指名競争入札でございます。契約金額でございますが、6,405万円。これは予定価格の71.8%でございます。うち消費税及び地方消費税の額が305万円でございます。契約の相手方でございますが、松山市福音寺町239番地、株式会社岡崎工務店、代表取締役岡崎智久でございます。内容について若干触れさせていただきます。資料の方をお願いいたします。資料1ページでございますが、この入札は先程申しましたとおり公募型指名競争入札という形をとってやらせていただいております。なお、入札の方法につきましては郵便入札で行っております。10社の応募がございまして、10社とも指名をいたしました。その開札でございますが、5月の24日に開札をいたしております。で、応札価格順に業者さんを並べております。その中で一番低い価格で応札されました岡崎工務店さん、こちらの応札価格は低入札調査価格を下回っておりましたので、入札につきましては一旦保留いたしまして、工事内訳書を確認し、客観的な基準につきましては満足できておるということで、岡崎工務店さんから詳細調査に入らせていただいております。その結果、6月8日、この価格で工事の遂行可能と判断いたしまして、仮契約を交わし、今議会に追加提案するものでございます。続いて工事の方でございますが、2ページをご覧ください。施設概要の方にありますように、広田小学校の体育館、昭和50年3月に竣工しまして、約35年を経過した施設でございます。床面積830㎡、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造1階建てにつきまして、3の工事概要にありますように、耐震補強工事等大規模改造工事を行うものでございます。工事の期間でございますが、契約締結の翌日から平成22年9月30日までを予定しております。なお、アリーナ部分につきましては、9月1日から使用可能とするため、部分引き渡しを受ける予定としております。以上でございます。ご審議のほどご議決賜りますようよろしくお願いいたします。



○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。  
議案第57号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第57号21教育第27号広田小学校体育館耐震補強等整備工事請負契約の締結については可決されました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時54分 散会

平成22年第2回定例会（第2日） 会議録

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                                                      | 平成22年6月11日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 招集場所                                                       | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 開 会                                                        | 平成22年6月11日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 応招議員                                                       | 1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司<br>4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之<br>7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一<br>13 番 中村茂        14 番 中島博志     15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 不応招議員                                                      | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 出席議員                                                       | 出席議員は、応招議員の16名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 欠席議員                                                       | 西村良彰（途中出席）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 地方自治法<br>第122条の<br>規定により<br>説明のため<br>会議に出席<br>した者の職<br>氏 名 | 町 長                      中村 剛志                      副町長                      佐川 秀紀<br>教 育 長                  佐野 弘明                      総務課長                  原田 公夫<br>企画財政課長              松下 行吉                      戸籍税務課長              日浦 昭次<br>会計管理者                武智 充吉                      教育委員会事務局長      藤田 正純<br>介護福祉課長              辻 充則                        保険健康課長              大野 哲郎<br>産業建設課長              萬代 喜正                      生活環境課長              東岡 秀樹<br>広田支所長                丸本 正和 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                         | 議会事務局長 正岡 修平                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| 傍聴者                                                        | 2人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |

平成22年第2回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 承認第 1号 専決処分第1号の承認について（砥部町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第2 承認第 2号 専決処分第2号の承認について（砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第3 報告第 2号 砥部町土地開発公社平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する書類の提出について
- 日程第4 報告第 3号 株式会社グリーンキーパー平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する書類の提出について
- 日程第5 報告第 4号 有限会社砥部町産業開発公社平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する書類の提出について
- 日程第6 報告第 5号 砥部町国民保護計画変更の報告について
- 日程第7 報告第 6号 平成21年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 議案第43号 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第9 議案第44号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第45号 砥部町公共下水道条例の制定について
- 日程第11 議案第46号 砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第47号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第48号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第49号 砥部町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第50号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第51号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について

日程第17 議案第52号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について

日程第18 議案第53号 平成22年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第54号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）

日程第20 議案第55号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第56号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）

・散 会

平成22年第2回砥部町議会定例会

平成22年6月11日（金）

午前9時30分開会

○議長（土居英昭） 西村議員より、欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。現在の出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分第1号の承認について

（説明、質疑、承認）

○議長（土居英昭） 日程第1承認第1号専決処分第1号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（日浦昭次） それでは承認第1号専決処分第1号の承認について、説明をさせていただきます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。専決処分書の方をご覧ください。専決第1号は砥部町税条例の一部を改正する条例についてでございます。平成22年3月31日付で地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。専決処分の日は、平成22年3月31日でございます。内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表、砥部町税条例の新旧対照表をご覧ください。第19条でございますが、2ページの上段まで、地方税法等の改正に伴う条文の整備をしたものでございます。下線部分で色の濃い部分が改正部分でございます。左側が現行、右側が改正案でございます。2ページ目をお願いいたします。2ページ中段の第31条第3項は同じく条文の整備をしたものでございます。2ページの下段、第36条の3の2は4ページの上段の第5項まで新設をしたものでございます。この新設の理由でございますが、こども手当の対象となる15歳未満の年少控除が廃止されたこと、高校無償化の対象となる16歳から18歳の特定扶養控除が一般扶養控除に移行されたことに伴いまして、個人の町民税にかかる給与所得者の扶養親族の申告書の提出について定めたものでございます。次のページ、4ページの中段でございますが、36条の3の3、これも第5項まで新設でございます。36条の3の2と同じ理由によりまして、個人の町民税にかかる公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出等について定めたものでございます。続きまして、5ページ下段の44条の第2項、次のページ44条の第3項、これも条文の整備でございます。6ページ下段の44条の第4項は新設をしております。2項、3項の条文

整備と4項の新設によりまして、65歳未満の公的年金等にかかる所得を有する給与所得者につきましては、特別徴収すべき給与所得にかかる税額に公的年金等にかかる所得割額を加算して一括して特別徴収できることとしたものでございます。ちなみに砥部町内の対象者は約270人ございます。7ページ45条、48条、9ページの下段、50条、10から11ページの54条、これらはいずれも条文の整備でございます。12ページをご覧ください。第95条はたばこ税の増税でございます。たばこ税の税率は1千本につき4,618円とするとういもので、町のたばこ税は1本当たり1,32円上がり、1本当たり4,618円となるものでございます。続きまして、附則第15条を削りまして、第15条の2を第15条に繰り上げております。附則第16条の2は、旧三級品の製造たばこに関する税率の特例でございまして、1千本につきまして2,190円とするもので、1本当たり0,626円増税となるものでございます。これらのことによりまして、町たばこ税の影響額でございますが、平成21年度は1億2,178万円余りの税収がございましたが、同じ本数が売れた場合は、平成22年度は10月からの改正でございますので、2,400万、23年度では4,800万の増税が見込まれます。ただ、たばこにつきましては昨今の健康事情というようなこともございまして、禁煙される方が増えておりますので、今の試算は同じ本数が売れた場合ということでございます。続きまして、第19条の3でございますが、削除されていた19条の3を第19条の3第1項、第2項として新設をしております。この新設の理由でございますが、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されたことにより、新設されたものでございます。次のページ20条の4、これは条文の整備をしたものでございます。最後17ページの20条の方も条文の整備をしたものでございます。続いて専決処分書の方に戻っていただいたらと思います。専決処分書の5枚目、上から4枚めくっていただきまして、5枚目をご覧ください。下段の方に附則があります。附則、施行期日第1条でございますが、この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、第1号から第5号までそれぞれ別の日を定めてございます。次のページちょっとご覧いただきたいんですが、第2号でたばこ税の規定等につきましては、平成22年10月1日からと規定をされてございます。それで第5号でございますが、地方自治法の一部を改正する法律でございまして、〇〇号と空欄になっております。これは本日6月11日現在も国会で審議中となっておりますのでございます。以上で承認第1号についての説明を終わりますが、今回の改正はすべて地方税法等の改正に伴うものでございます。ご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

承認第1号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号専決処分第1号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

## 日程第2 承認第2号 専決処分第2号の承認について

### （説明、質疑、承認）

○議長（土居英昭） 日程第2承認第2号専決処分第2号の承認についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（日浦昭次） 承認第2号専決処分第2号の承認について説明をさせていただきます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。専決処分第2号をご覧ください。専決処分第2号は砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。平成22年3月31日付で、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、砥部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。専決処分の日は、平成22年3月31日でございます。内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。砥部町国民健康保険税条例新旧対照表をご覧ください。第2条第2項、これは国民健康保険税のうち、医療分の課税額の上限を47万円から50万円に3万円引き上げるものでございます。砥部町国保世帯数3,566世帯ございますが、30世帯が該当いたします。続きまして、第2条第3項は国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の上限を12万円から13万円に1万円引き上げるものでございます。これも3,566世帯中、58世帯が該当いたします。続きまして第23条第1項でございますが、上限を超えた部分を減額するという規定でございます。次のページをご覧ください。第2条第1項第1号、これは7割軽減に、第2号は5割軽減に、第3号は2割軽減に関するものでございまして、地方税法及び地方税法の施行令の改正に伴いまして、条文の整備をしたもので、金額等に変更はございません。続きまして、3ページの中段でございますが、23条の2は新設されました。この理由でございますが、国民健康保険の被保険者が非自発的な理由、リストラとか会社の倒産などによりまして離職した場合は、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう前年の給与所得を100分の30として保険税を算定するという特例を定めたものでござい

ます。続きまして、次のページをお願いいたします。4ページ24条の2、これも新設をされまして、非自発的失業者が軽減を受ける場合の申告について定めたものでございます。続きまして附則の4ページの6、附則の5ページの17、最後のページの18、これらはいずれも条文の整備をしたものでございます。続きまして専決処分書に戻っていただきまして、最後の、3枚目の最後の中段をご覧ください。附則でございますが、施行期日、第1条、この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第17項及び18項の改正規定については、平成22年6月1日から施行するものでございます。以上で承認第2号についての説明を終わりますが、今回の改正は専決第1号と同様、すべて地方税法等の改正に伴うものでございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） この非自発的失業者ですかね、この軽減措置がなされたということですが、予測されるというか、わかる範囲で結構ですので、どの程度でありますでしょうか。

○議長（土居英昭） 日浦戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（日浦昭次） ただいまの井上議員さんのご質問にお答えいたします。非自発的失業者の数でございますが、この条例、ご存じのとおり、先程説明させていただきましたとおり、4月1日から施行しております。5月末現在までで砥部町役場に申請があった数が、5月末現在で35人。6月9日までに6月に入ってから5人ということで、現在まで40人の方が非自発的な理由により失業したということで申請をされております。ただこの申請でございますが、事業主については対象になりません。あくまでも従業員ということでございます。それと所得が前年度の所得を100分の30としますが、これもあくまでも給与所得についてでございます。その他の所得につきましては従来どおり全額を見るということでございます。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

承認第2号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分第2号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~


日程第3 報告第2号 砥部町土地開発公社平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する書類の提出について

(説明、質疑)

○議長（土居英昭） 日程第3報告第2号砥部町土地開発公社平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 報告第2号砥部町土地開発公社平成22年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成21年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、砥部町土地開発公社平成22年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成21年度決算に関する書類を別冊のように提出いたします。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。21年度決算の方からご説明させていただきます。土地開発公社の平成21年度収支決算は、5月20日に公社理事会を開催し、審議させていただきました。土地開発公社は現在土地を所有しておりません。土地の先行取得など事業も行っておりません。従いまして、借入れもございませんので、平成21年度決算については歳出がございません。預金利息などの収入があるところでございます。収入については3万6,233円が収入となっております。そういうことで、財産の状況をご説明させていただいたと思います。13ページをお願いいたします。財産目録でございますが、3月末現在の状況でございます。流動資産として普通預金114万5,393円。定期預金が1千万円。固定資産として出資証券が1万円。計1,115万5,393円でございます。負債の部はございませんので、差し引き、純資産が1,115万5,393円となっております。貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、事業報告については説明を省略させていただきます。18ページに決算意見書、21ページ以降の附属明細書に資産の内容を記載しておりますので、それらと合わせて後ほどご覧ください。続きまして、平成22年度の予算、事業計画についてでございますが、1ページの方をお願いいたします。予算につきましては、3月12日に公社理事会を開催し、審議させていただきました。22年度も公社での公有地取得、土地造成などの事業計画はございません。第2条にありますように、収入支出予算の総額は収入支出それぞれ617万8千円と定めてございます。予算の内容ですが、3ページをご覧ください。収入につきましては、1款1項繰越金が615万5千円。事業外収入として受取利息2万2千円。雑収入1千円。計617万8千円でございます。これに対する支出でございますが、1款1項一般管理費として事務費でございますが、4万円を予定しております。あと予備費の方に613万8千円を計上いたしまして、合計617万8千円となるものでございます。8ページ以降には予算に関する説明書類、それから22年度の予定貸借対照表を載せてございます。10ページに21年度予算、予定損益計算書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。以上で報告第2号

砥部町土地開発公社平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する報告とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第3号 株式会社グリーンキーパー平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する書類の提出について

(説明、質疑)

○議長（土居英昭） 日程第4報告第3号株式会社グリーンキーパー平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） それでは報告第3号についてご説明をいたします。株式会社グリーンキーパー平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、株式会社グリーンキーパー平成22年度事業計画及び予算に関する書類並びに平成21年度決算に関する書類を別冊のように提出いたします。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。まず始めに、21年度の決算からご説明を申し上げます。5ページをお願いします。5ページ決算報告書でございます。平成21年4月1日から平成22年3月31日まででございます。6ページをお願いいたします。貸借対照表、資産の部。右の決算額を見ていただけたらと思います。Ⅰ流動資産1億455万7,614円。内訳といたしまして、現金・預金、売掛金、たな卸資産、未収入金となっております。この未収入金につきましては、町からの人材育成助成金1千万円が含まれております。Ⅱ固定資産でございますが、有形固定資産115万850円と、無形固定資産7万4,984円の合計122万5,834円でございます。資産の部合計1億578万3,448円でございます。次に7ページをお願いいたします。負債の部でございますが、右の決算額を見ていただけたらと思います。Ⅰ流動負債でございますが、884万2,306円。内訳といたしまして、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金でございます。預り金につきましては、職員の所得税の預り金でございます。負債の合計884万2,306円でございます。次に、資産の部でございます。1の資本金1億100万円と3の利益剰余金マイナスの405万8,858円を足しますと、株主資本9,694万1,142円となっております。以上純資産の部合計9,694万1,142円。負債純資産の部合計1億578万3,448円となっております。次に8ページをお願いいたします。損益計算書でございます。Ⅰ売上高3,90

2万2,647円。内訳といたしまして林業収入と運送収入の合計でございます。Ⅱの売上原価はございませんので、売上総利益につきましては、3,902万2,647円となります。Ⅲ販売費及び一般管理費5,465万4,862円にかかりました。詳細につきましては、9ページの方に詳細を入れております。以上売上高から販売費及び一般管理費を引きますと、営業損失1,563万2,215円となっております。また、営業外収益18万908円がありますので、計上損失は1,545万1,307円ということになりました。Ⅵ特別利益、補助金収入でございますが、1,803万6,380円。内訳といたしまして、主なものは砥部町からの人材育成費補助金1千万円と、林野庁の緑の雇用担い手対策事業を実施した補助金771万8,100円を組んでおります。以上税引前当期純利益258万5,073円から法人税、住民税及び事業税149万7,500を引きますと、当期純利益は108万7,573円でございます。なお、4ページに平成21年度の事業報告書を記載しております。それでは1ページに戻っていただきまして、平成22年度の事業計画をご説明申し上げます。経営方針でございますが、木材価格の低迷など林業関係の経営は厳しく、健全な経営整備が求められている。株式会社グリーンキーパーは保育、造林及び素材生産事業を中心に事業の合理化を図り、低コスト作業及び社員の意欲向上に努めます。また、免許・資格の習得にも努め、効率的な施業に必要な技術を身につけます。担い手育成にも力を入れ、森の達人が一人でも多く砥部町に生まれ、地元の森林保全に役立てるように努めてまいります。林業を取り巻く環境は厳しい状況がありますが、今後も国等の補助事業を取り入れ、郷土の豊かな自然を守り、将来安心して子供を育てられる会社を目標に、社員一同がんばってまいりますので、株主各位の一層のご理解とご支援並びにご指導賜りますようお願い申し上げます。2ページをお願いいたします。平成22年度事業計画でございますが。Ⅰ売上高4,425万、13.4%増。Ⅱ販売費及び一般管理費5,675万円、3.8%増。Ⅲ営業外収益18万円、0.5%減。Ⅳ特別収益1,300万円、27.9%減としております。なお、町からの人材育成補助金は、平成22年度は計画段階では800万円を計画しております。以上当期純利益は34万円としております。以上報告とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 今課長の方から報告がありました。21年度は、最大の目標である赤字を出さないということは達成できたということは、100いくらかのプラスを生んでおりますけど、しかしこれは、町からの1千万を入れて108万7千円のプラスになっただけですよ。ということは、約900万はまだ、町からもらわなんだ900万は赤字と、というのが現実ですね。前回もちよつと言うたと思うんですけど、この21年度ですもんね、いわゆる仕事に地元を、広田を何十%、町外を何十%いうんが集計できとったら、教えてもらいたいのと、やはりあの

昨日も一般質問で、2人の、大平さんと西岡さんが、2人がちょっと山のことも言っておりましたが、非常にあの、これ広田だけじゃなしに、万年の上辺も非常に痛んどんですよ、木が、雪で。やはりこれ営業努力をして、町がそういう個人の山を補佐するということは、これ、昨日も町長が言っておりましたようにできないと。やはりこれ水資源、海洋資源のためにもですね、やっぱり整備をせないかんとすると、やっぱりその社員も、営業もしてもらってですね、そういうものにも手がけていただいでできるだけ町が補助しよんだから、よそへ出張して仕事をせずにはですね、やっぱり町内の山をきれいにすると、いうふうに私は努めていただいたらと思います。今言いよったように、去年1年間で町内町外の仕事の割合を、今わかれば教えてください。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 栗林議員さんのご質問でございますが、3月の定例議会の委員会でもご質問がありまして、おおむね60%が町外、40%が町内になっております。ただし、これにつきましては、林家が森林組合に事業を申し込んで、森林組合がグリーンキーパーに発注という形でございますので、その量が少なくなれば、当然グリーンキーパーも経営をしていかなければなりませんので、外に仕事を求めたということでございますので、ご理解を頂けたらと思います。

○議長（土居英昭） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 今60%が町外、40%が町内と説明がありましたが、前回確かに砥部町のグリーンキーパーは高いと、小田の方が安いということを私ちらっとどっかでお聞きしたと思うんですよ、私が。高いから地元が使ってくれんので、安いところの小田を来てもらうとか、そういう実態は課長の方で把握しとるんか、把握してないのかちょっと教えてください。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 今のお話で、栗林議員さんのお話でございますけれども、あくまでも法人格である森林組合とグリーンキーパーですね、ここで発注側と請負側の話でございます。ただグリーンキーパーの存在につきましては、旧広田村が地域の森林のために作った町が出資した会社でございますけれども、経営につきましては当然その中で森林組合が高いお金でグリーンキーパーに発注することができないよと、グリーンキーパーはこれでしか受けられないと言うた場合は、契約ができない、請負ができないと、というような状態で今民間企業の作業班についても、安い低賃金で動いておる業者さんはおります。その場合については、森林組合もそういう作業班の方に契約を持っていったり、町のグリーンキーパーにつきましても、町外に仕事を持っていったりと、昔旧広田村では森林組合の事業はすべてグリーンキーパーが請け負っていたという時代では今ございませんので、そういう時代でございますので、今そういう各それぞれの会社が経営改善のためにいろんな形で方向、ただ最終的にはグリーンキーパー

につきましてはやはり広田エリアの森林を守る組織であるということは、間違いございませんけど、経営がまずその前にできるかどうか、これもやっぱり含めて考えいかなければならないということでございますので、ご理解をしていただけたらと思います。

○議長（土居英昭） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 課長の回答ありがとうございました。しかし、私はやっぱり公金をですね、1千万つぎこんどるんですから、そりゃ雇用は大事ですよ。今現在の社員、雇用するために1千万の補助金出しとるんですから、これはもう大事なんですけど、私はそのお金を出しとるだけにできる限り地元の仕事をしていただきたいと言っておりますので、ひとつそこら辺も、ひとつように吟味して、これからそういうふうに努めていただきたいと思います。以上。

○議長（土居英昭） 他に質疑はございませんか。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） 1点だけ。今栗林議員からいろいろご意見ご質問がございましたが、中期的に見てどんな感じですかねこのグリーンキーパーの扱いについて。

○議長（土居英昭） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただ今の井上議員さんのご質問にお答えいたします。グリーンキーパーにつきましては、いろいろのご意見ございますし、将来に向かってどうかという問題がございますが、現在の時点ではやはり従業員を抱えておりますので、経営努力をしていながら、存続をさせたい、それはあの地域の皆様方にも災害等で、あそこで8人ほどの雇用がございますが、いざ災害という時には、今土木事業あたりも減っております、あの8人の方の労力というのは地域に貢献しとる部分も大きいというふうなこともございますので、このグリーンキーパーを将来どういうふうな形で持っていくかということにつきましては、また皆様方とも十分協議をして進めていかないかということもございます、現在のところは、先程もありましたけれども、基本的には地元の仕事をやるということが基本ではございますけれども、森林組合あたりも現在仕事が減っております。また地元にも企業がございまして、先程の請負の中では地域の皆様とグリーンキーパーの事業とはまったく同じ形で受注をさせていただきたいということでしておりますので、事業の企業の存続のためには町外へ働きに行くこともやむを得ない、また直接請け負、今ほとんどが下受けでございますけれども、今年度からは他の組合さんとも共同企業体を組みまして、元請けに入っております。元請けに入りますと、かなり利益率もいいというふうなことで、いろんな角度で経営努力をしておりますけれども、このグリーンキーパーの存続につきましては、やはり地域も欲しがっておりますし、それだけの値打もあるというふうなことで、今すぐこれをというところはございませんので、まだ少し今の現状でやっていきたいというふうに思っておりますのでご理解ください。

○議長（土居英昭） 他にございませんか。5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） ちょっと勉強不足かもしれないんですけど、何で森林組合から下請けで

グリーンキーパーは仕事をしなくてはいけないかというのをちょっと、お聞きしたいんですが。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 西岡議員さんのご質問にお答えをします。砥部町の森林組合は作業班、つまり間伐したり枝打ちする作業班を持っておりませんので、外に発注する以外にないということがございます。

○議長（土居英昭） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） それは条例か何かで決まってどうしても変えられないことなんですか。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 森林組合につきましては、別人格でございますので、ここで作業班を持つかどうかというのは、その森林組合の役員会、理事会等で決定されて組織が作られるものだと認識しております。砥部町の条例で森林組合は作られた組織ではございません。

○議長（土居英昭） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 将来を見据えつつグリーンキーパーが請け負うというようなことは考えられておりませんか。

○議長（土居英昭） 佐川副町長。

○副長町（佐川秀紀） ただ今のご質問にお答えをいたします。今国県あたりで林業、緑の雇用の関係でかなりの事業ございまして、私どもも、直接請け負いもできます。森林組合が今まで事業主体としてグリーンキーパーが下請けと言いますか、すべてをさせていただいておりますけれども、現在のところ、森林組合様を差し置いてグリーンキーパーが直接請け負いをするというふうなことにしましては、将来に向かいますとも、森林組合様の経営の関係もございまして、今のところ考えは持っておりませんが、やることはできます。以上でございます。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。質疑を終わります。以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第4号 有限会社砥部町産業開発公社平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する書類の提出について

（説明、質疑）

○議長（土居英昭） 日程第5報告第4号有限会社砥部町産業開発公社平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する書類の提出についてを議題とします。本件について、報告を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 報告第4号につきましてご説明をいたします。有限会社砥部町産業開発公社平成22年度事業計画及び予算並びに平成21年度決算に関する書類の提出につ

いて。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、有限会社砥部町産業開発公社平成22年度計画及び予算に関する書類並びに平成21年度決算に関する書類を別冊のように提出する。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。まず始めに21年度の決算からご説明を申し上げます。5ページをお願いいたします。決算報告書。平成21年4月1日から平成22年3月31日まで。6ページをお願いいたします。貸借対照表、資産の部でございます。右の決算額を見ていただけたらと思います。Ⅰ流動資産430万5,089円。内訳といたしまして、現金・預金、未収入金、立替金でございます。Ⅱ固定資産98万4,896円でございます。内訳といたしまして、有形固定資産83万2,436円。無形固定資産14万5,600円。投資その他の資産6,860円でございます。Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を足しまして、資産の部合計528万9,985円でございます。7ページをお願いいたします。負債の部でございます。Ⅰ流動負債でございますが、165万1,398円。内訳といたしまして、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金でございます。Ⅱ固定負債247万7,870円。長期借入金と退職給付引当金でございます。以上、Ⅰの流動負債とⅡの固定負債を足しまして、負債の部合計412万9,268円でございます。次に純資産の部、Ⅰ資本金533万円とⅢの利益剰余金マイナス416万9,283円を合計しまして、株主資本116万717円となります。純資産の部116万717円。負債純資産の部合計528万9,985円となっております。次に8ページをお願いいたします。損益計算書でございますが、Ⅰ売上高1,498万1,188円。内訳といたしまして、管理受託料519万9千円。売店手数料924万2,188円。賃借料収入54万円でございます。Ⅱ売上原価はございませんので、売上総利益は1,498万1,188円となります。Ⅲ販売費及び一般管理費1,748万6,685円かかりました。詳細は9ページの方に表示をしております。売上総利益から販売費及び一般管理費を引きますと、営業利益はマイナスの250万5,497円となっております。営業外収益が88万551円ありますので、経常利益はマイナスの162万4,946円ということになりました。以上、税引前当期純利益マイナスの162万4,946円から法人税、住民税及び事業税8万1千円を引きますと、当期純利益はマイナスの170万5,946円でございます。なお、4ページに平成21年度の事業報告を載せております。それでは1ページに戻っていただきまして、平成22年度事業計画についてご説明をいたします。1社員総会及び役員会の開催、2自主運営事業といたしましては、(1)～(7)でございます。3受託事業といたしまして、峡の館の指定管理でございますが、①顧客サービス方針といたしまして、お客様に対しては大きな声と笑顔での対応を心掛け、常連のお客様になっていただけるようにする。また、峡の館の出荷者協議会と連絡を密にし、多くの品揃えを心掛ける。②販売及び収益に関する方針といたしまして、販売目標を5%アップの6,500万とし、委託販売手数料は12%とする。店頭を有効活用し、お客様が入りやすいような店づくりをし、買い物を

楽しんでいただき、収益を上げていくように努力する。遊具施設等を宣伝、有効活用し、若い客層にも来ていただけるように努力する。③経費縮減を徹底する。④人員配置。正社員1名、パート4名を効率的に配置する。⑤施設管理に関する方針。施設の簡単な修繕修理、清掃、庭木の管理などは社員で行う。営業日は全日営業。ただし12月31日から1月3日は休館とする。神の森公園及び長曾池公園の公園管理業務。3ページをお願いいたします。次に、平成22年度収支予算でございますが、収入の部、売店販売手数料950万円。賃貸料54万円。月4万5千円、陶芸舎の賃貸料でございます。指定管理受託料396万円。月33万円でございます。公園管理受託料124万円。神の森公園、長曾根池公園関係でございます。雑収入100万円。主なものは自動販売機による収入等でございます。合計1,624万円でございます。支出の部につきましては、表のとおり人件費等が多くを費用を占めております。合計1,624万円としております。以上報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 中村です。今のご説明をお聞きしまして、22年度の事業計画といたしまして、顧客サービスの方針ということで、お客様に対して大きな声と笑顔で対応を心掛けるというところがあります。確かにこれは必要なことだと思いますけれども、私も3回ほど、前に行きました。店長と従業員女性2人が話をしておりました。私が行ったのにも全然見向きもしないですね。それで会計を済まして、支払いを済ませて帰ったんですが、ありがとうございましたの一言もなかったですね。本当にやっぱりそこら辺りの接客サービスが不徹底されてるんじゃないかと、そのように、気分悪く帰ったのが実情でございまして、今後やはり緊張感を持ってですね、本当にお客さんに対する真心のサービスをしないと二度と行かないという、そういう気持ちになってお客さん怒って帰る、こういうのは実情だと思いますので、やっぱそこら辺りの指導徹底はしないと段々とお客離れがしていくんじゃないかと思っておりますので、このことを指摘しておきたいと思っております。以上です。一言、答弁お願いします。

○議長（土居英昭） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただ今の中村議員さんのご質問にお答えいたします。そのことにつきましては、議長の方へ伝わりまして、議長の方から私の方へお話がございまして、さっそく行って、個人指導はしておりますけれども、全体的におっしゃられるようなところが多いというふうなことで、改善をしていかないといかんと思っておりますので、私といたしましては、今後とも気を付けて接客態度を良くしていきたいというふうに思っております。

○議長（土居英昭） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 言いたくないんですけどね、22年度の事業計画に経費を縮減と、電灯をこまめに消灯し、なんて書いておりますけど、その下にまた人員配置で正職員が1名、パー

トが4名と、これを効率的に配置するというふうに明記しておりますが、今この5名の中には、男性が2人おるんですよね、2名。ちょっと待って下さいよ。たぶん2名おると思うんですがね。私去年の秋ですか、イベントの時に行った時に、小さい子供にさす輪投げがあったんですよ。輪投げ。短いところへ、子供にこやってやらすやつよ。あれに大の男2人がついてですね、やりよる。この峡の館に男性が2人本当に必要なのか、男性1人で、あとはパートの女性で私はいんじゃないかと思うんですよ。それをすると、170万か80万の赤字も生んどったけど、そこら辺も解消するんじゃないかなろうかと思は思うんですけどね。そこら辺をちょっと、どういうふうに考えておるか、説明して。課長やなしに、社長に。

○議長（土居英昭） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただ今のご質問にお答えをいたします。あの正職員という形は男性1名、パートも含めまして男性2名、1人は店長ということでございます。まあ、たまたま2人がかかっとなったというふうなことでございますけれども、先程の損益計算書の報告にもございましたけれども、昨年につきましては、販売手数料については上がっておる、ただまあ1名増というふうなことで、人件費が収入においっついてないというふうなことでございますので、その収入増につきましては、やはり何らかの努力の結果だというふうに私も見ておりますので、その辺りの分析、今後の問題についてはもう少し時間があるというふうに私自身判断しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（土居英昭） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 今社長は収益を上げるように努力をされると言われてましたけど、私はちょっとですね、あまり車もこの沿線と違ってですね、通行も少ないところでそう収益も私はあんまり望めることはできんと思うんですよ。あの施設に実際に大の男が2人いるのか、そこらへんちょっと私は、ちょっと見よって、私しょっちゅう行くんですけどね、見よってちょっと疑問を感じるんですよ。できれば私は、男1人、あとはパートの女性を使うとしたんで、十分あの施設は賄えるんじゃないかなろうかと思うんですが、再度もう一回社長。すみません。

○議長（土居英昭） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の栗林議員さんのご質問ですが、採用いたしました時の社長でございますので、ご答弁をさせていただきます。まず皆さんに知っていただきたいのは、グリーンキーパーにいたしましても、産業開発公社にしても、事業として成り立たすというのは専門でやっていってもこれは大変な仕事なんです。必ず店が黒字になるのであれば、誰でもやるわけなんですけど、その点をまずご理解をいただきたいと思えます。例えば、グリーンキーパーにしても、広田の事業をやってただけでは赤字はどんどん増えるというのがもう基本的なことでございます。そして今度の道の駅の産業開発公社にいたしましても、これを打開するのにどうしたらいいかということで、今の2名の男性の問題に入りますけど、これは専門的な農協の

Aコープをやって、店舗展開をやっていた経験者をパートで雇おうということで、少し給料は余分に出します。しかし、それで改善をしてみようということで、入れさせていただきました。しかし、前の1名というのは、正社員で、研修の宿から回ってきた人間でございます。全然こういう仕事には携わったことのない人間でございます。そういうことで、専門的な分野から、これを改善できないかということで、今雇っております。一年一年の契約でございますので、今後どのようにしていくかということについては、1年毎に考えていきたいというふうに思います。そして、先程社長から答弁がありましたように、女性1名がグリーンキーパーの方欠員が出ましたので、そちらへ行って人員を1名減らしております。いずれにいたしましても経営というのは私も長い間やってきましたが、毎年毎年黒字が出るとか、そういうことは非常に難しい仕事でございますので、まず一つは町全体のものとしての考え方、それも含めてご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（土居英昭） 1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） この事業計画はどなたが作ったのか、特に例えば顧客サービス方針だとか、販売及び収益に関する方針等々ですね、これ現場が主導なのか、それとも例えば課長のところでそういう指示をしているのかとかですね、社長からトップ方式で出ているのか、その辺を一つお聞きしたいということと、それからやはりここは、そうはいっても野菜の販売が中心になろうかと思うんですが、その点ではですね、ここにある出荷者自身が出荷された商品についての中に、出荷者協議会規約というふうに言葉があるんですが、この中で例えばそういう商品の取り扱いについての事柄がきちんと明記されてて、その通りに実際に運営されているのかどうかあたりも、お聞きしたいなと思うんですね。私も時々お邪魔するんですが、本当に、野菜を売ってる所にしては、はっきり言って商品が少ないし、日によってはしなびた野菜が店のそばに、真正面ぐらいなんですけど、少し横に置いてあるんですけど、もう見た途端にですね、ここの商品はこれ駄目だというふうなね、そんな感じになるようなことにも遭遇したこともあります。そのへんでですね、やっぱり現場のところで実際にそのどうやって利用者に喜んでもらえる、また出荷する人たちが本当にここへ出してよかったなあというようなね、気になってもらえるのか、その辺がやっぱり重要なことになってくるんじゃないかと思うので、以上のようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（土居英昭） 萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。まずこの22年度計画等でございますが、これにつきましては産業開発公社という当然株主の役員会もございまして、そちらの事務局の方で計画書を作っていただいております。2点目につきましては、出荷分については、峡の館出荷者協議会というのがございまして、その出荷していただける方とそれを売る方、その中で協議会で打ち合わせして、当然劣化したものなどの取り扱いほど

うするかというようものも打ち合わせをしてお聞きしております。以上回答とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 昨年、委員会の中では私言ったと思うんですが、委員会で研修に行つて、他の道の駅を見学してきたんですけど、その時にちょうど店頭でアンケートを取つて、アンケートに答えるとなすびを2本サービスでいただいたりもしたんですけども、やっぱり利用者の声をそれなりにつかもうというふうな努力がやっぱり店の方の、お店といいますか道の駅の方の姿勢として、よく感じられたんですね。で、その話をして、委員会の中でもそういうアンケートなり含めて利用者の声を聞くようなことはやっぱりぜひともやって下さいというふうに、確か私言ったと思うんですが、その辺でですね、そういうこう、利用者の声なんかを具体的にその後どう使われたのか、これは社長にお聞きしたいと思います。

○議長（土居英昭） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） ただ今のご質問にお答えします。今のアンケートの結果の反映ということにつきましては、それを私もそのアンケートの内容、申し訳ございません詳しく把握しておりませんのであれですが、先程のご質問の中で、出荷者協議会の問題とか、野菜の品物不足とかいうふうな問題がございましたけれども、皆さま方ご存じのように峡の館につきましては、私どもが仕入れて物を売っておるというふうなことでございませぬので、出荷者協議会があそこへ出していただいて、売上の何%の手数料をいただいておりますというふうなことで、品物が悪い、しなびておる、いろんな問題が、ご指摘がございまして、そういったことではいけないというふうなことで、出荷者協議会を立ち上げて、皆さんにおはかりしたところ、皆さんはその通りであるというふうなご意見ですけれども、そういったことにつきましては、地域の皆様方がめんどくさい、そういったことが厳しい、いろんなご意見の中で品物が出てこない、というふうなことで、私どもといたしましては、地域の皆様方が使っていただける峡の館でございませぬので、いろんな方が野菜を出していただいて、そこで儲けていただくということが基本でございませぬが、その辺りの結局まあ峡の館の販売側と出荷者側との、どう言いますか、基本的なことお互いわかっておるんですけれども、ご理解いただけてない部分があるというふうなことでございませぬので、そのことを含めまして、消費者がどういうことを望んでおるか、当然これはアンケート等で把握していかないかと思っておりますけれども、なかなか厳しい問題で、この売り場につきましては、いたるところで直売店ができておりますけれども、私も何箇所か行かせていただきましたけれども、なかなか峡の館とは基本的に違っておるなというふうに思っておりますので、これを周辺の者等も同じような形でというのはなかなか厳しいものがありますけれども、そうはいつでも砥部町合併以来広田地域の宣伝というふうなことで、私どもはお客さんはかなり地域へ来ていただいておりますというふうに自負をしておりますので、今後皆様方もお

知恵ございましたら、お知恵を足ささせていただきます、よりよい運営をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。質疑を終わります。以上で報告第4号を終わります。ここでしばらく休憩をいたします。再開を10時50分にします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

~~~~~  
日程第6 報告第5号 国民保護計画変更の報告について  
(説明、質疑)

○議長（土居英昭） 再開します。日程第6報告第5号国民保護計画変更の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 報告第5号砥部町国民保護計画変更の報告について。砥部町国民保護計画を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により報告する。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。この計画につきましては、平成18年度に作成したものでございます。19年6月議会で報告をしたものの今回変更でございまして、変更いたします過程でございまして、22年3月2日に国民保護協議会を開催し、変更内容が承認されました。その後、県と協議をし、3月16日付で協議が整いましたので、本議会において報告するものでございます。変更内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。ほとんどが名称等の変更とか組織の変更による改正でございまして、1ページでございまして、まず最初8ページのところにあります日本郵政公社を郵便事業株式会社に変更しております。23ページ、24ページ、これにつきましては町の組織改正によるものでございまして、16課1局1支所体制から8課2局1支所体制に変更したものでございまして、この変更につきましては、21年1月1日に変更がなされたものでございまして、25ページにつきましては、対策本部長の代替職員の順でございまして、助役が副町長、収入役がなくなりまして教育長、第3位が総務課長というふうに変っております。27ページ手続き項目一覧の中から担当部局で、民生子ども課が保険健康課、健康づくり課が介護福祉課に変更になっております。35ページ、消防の組合の組織の改編がございまして、19年4月1日にあったわけなんです、それまで消防署砥部広田出張所と申しておりましたのが、砥部消防署広田出張所になったわけでございます。続きまして40ページがこれも同じような内容でございまして、水道課が生活環境課、農林課が産業建設課、消防につきましては先程と同じ変更でございまして、続きまして44ページ、緊急事態連絡等の

構成でございますが、助役が副町長、収入役なくなりまして、消防の砥部出張所長が砥部消防署長というふうに変更になっております。48ページにつきましては、今と同じように助役、収入役、教育長というのが、副長町、教育長。あと1支部12班体制が10班体制に変わったということでございます。2ページを見ていただいたらと思います。49から52ページにつきましても、同じ内容でございます。72ページにつきましては、安否情報収集整備の流れ、提供の流れでございますが、今まではメールとFAXだけでしたが、消防庁による安否情報システム運用開始になったということで、それが流れの中に組み込まれております。最後に73ページ、県に対する報告につきましても、そのシステムを運用するという内容でございます。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第6号 平成21年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告について

(説明、質疑)

○議長（土居英昭） 日程第7報告第6号平成21年度砥部町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 報告第6号平成21年度砥部町繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。自治体の予算は単年度を原則に組んでおりますが、その年度中に完成できない事業がある場合は、繰越明許費として予算書に計上し、議決をいただいております。繰越明許費を設定した場合は、翌年度に繰越計算書を調整し、この6月議会で報告いたします。平成20、21年度と国の経済対策による補正予算に対応いたしまして、町でも緊急に事業を補正計上しております。このため、繰り越し事業が多くなっております。特に21年度は一般会計で20件を超える繰り越しと、多くなっております。また公共下水道特別会計の繰越明許費がございます。内容についてご説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、計算書の方をご覧ください。公共下水道の方からご説明させていただきます。繰越計算書の2ページをお願いいたします。2ページの方でございますが、公共下水道特別会計1款1項公共下水道事業費でございます。公共下水道は平成17年度の当初の着手が遅れたことによりまして、毎年繰越を出すという結果となっております。平成21年度も浄化センター建設工事委託分と、管渠の敷設工事、またこれらに付随する設計等の関係で合わせて3億7,655万3千円の繰越明許費を設定し、翌年度繰越額として3億7,180万1千円を繰越してございます。その財源内訳でございますが、既収入特定財源、これは一般会計からの繰り入れ分でございますが、

1, 210万2千円。あと国・県支出金と地方債でございます。続きまして、一般会計の方ご説明させていただきます。1ページの方にお戻りください。全体の詳細については引き続き説明させていただくこととしまして、財源の方だけご確認をお願いいたします。申し訳ございませんが、もう一度2ページの方をお願いいたします。一般会計の合計のところでございますが、繰越明許費の合計額4億7,747万4千円。これに対しまして、翌年度に繰越した、22年度に繰越した額は4億7,541万9,045円となっております。その内訳につきましては、既収入特定財源はございませんので、国・県支出金が3億1,501万9千円。地方債、これは合併特例債と過疎債でございますが2,670万円。一般財源が1億3,370万45円でございます。それではこの事業内容について若干、繰越事業について若干説明を加えさせていただきます。お手元の方に追加資料として平成21年度繰越計算書説明資料一般会計と書いたものをお配りいたしました。A41枚版のものでございますが、これをご覧いただいたらと思います。よろしいでしょうか。まず2款1項ブロードバンドの整備事業ですが、9月に計上しておるわけでございますが、補助単独にありますように経済危機対策臨時交付金と地域情報通信基盤整備推進交付金を充てております。この交付金の関係で補助金交付決定が遅れた、そういうふうな関係で繰り越しになってございます。それから、下のところの坂村真民記念館の設計費につきましては、一般質問等にごございましたように、場所等の決定の遅れによるものでございます。それから、3款1項の介護基盤緊急整備等事業でございますけれども、これは砥部オレンジ荘が開設する小規模多機能型居宅介護事業所への補助金でございますが、県の介護基盤の緊急等臨時特例補助金の交付決定が遅くなりまして、事業がずれ込んでおります。続きまして、2項の宮内小学校児童クラブ施設施設整備工事でございますけれども、建築確認等の手続、これに不測の日数を要しております。そういう関係で繰り越しに入りました。続いて放課後児童クラブ地上デジタル対応事業と、保育所地上デジタル対応事業は、エコポイントなどがございまして、テレビの買い替えが集中したと。特にプラズマ方式のテレビの品薄ということで、調達が遅れたということでございます。一つ飛ばしまして、6款2項林道神の森小猿線舗装事業でございますが、これも美しい森林づくり基盤整備交付金、この交付金の交付決定遅れによりまして、事業に入るのが遅れたということでございます。7款1項陶祖ヶ丘の陶板柵につきましては、一般質問にごございまして、町長が答えたとおりでございます。8款2項の町道高尾田宮内線道路改良事業、これにつきましては物件の補償関係でございまして、補償ということで、相手方もございますことですので、ご理解いただいたらと思います。少し飛ばしまして、10款1項小学校のトイレ改修事業、これについても緊急に事業を計上したということで、設計等の方針決定がやや遅れこみまして、それに伴って設計が後にずれ込んでいった関係で、繰り越す結果となっております。また工事の入札では低入札に入りまして、審査等行った関係で、全体的に遅れております。それから、その一つ飛ばしたところで、旧広田中学校の

解体、それから下から2番目の広田地区公民館解体撤去事業でございますが、これ一体のものでございますけれども、入札の結果、低入札になり、不調となったものでございまして、再度入札を行うというような手続きの関係で、遅れたものでございます。あと10款4項に宮内・砥部幼稚園耐震診断事業がございまして、これも国の支援があるということで各自治体が一気に診断に入りまして、評定の依頼をいたしました。それが全体的に遅れておるといふようなことで、遅れたものでございます。その他12月以降の補正については期間的なものは見込めませんので、繰り越しに入ったということをご理解いただけたらと思います。以上報告とさせていただきます。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

#### 日程第8 議案第43号 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第8議案第43号伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。辻介護福祉課長。

○介護福祉課長（辻充則） それでは議案第43号伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてご説明させていただきます。伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務を変更し、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の規約の一部を変更する必要が生じたため、次のように変更するものでございます。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。まず提案理由でございますが、介護保険法の一部改正により、養護老人ホームの入居者が介護保険の居宅サービスを利用できることとなったことを受けて、入所者の利便性向上を図るため、同法に基づく指定特定施設入所者生活介護事業等の運営に関する事務を伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務に追加し、組合規約について所要の変更を行うため、提案するものでございます。改正の内容でございますが、次のページの新旧対照表でご説明申し上げたいと思います。第3条でございますが、組合の共同処理する事務のうち、第1号老人福祉法に基づく養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務につきましては、語句の整理を行ったものでございます。第2号介護保険法に基づく指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護の事業に関する事務につきましては、今回追加させていただくものでございます。なお、

この規約は、平成22年7月1日から施行するものでございます。以上で議案第43号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第43号は、厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって議案第43号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。



日程第9 議案第44号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第9議案第44号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第44号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について。外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を次のように定める。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。最後の3ページへ行きますが、提案理由でございますが、今後の自治体運営を考える上で、職員が国際感覚を身につけることは非常に重要とされる。そこで本町においても、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づく条例を制定し、職員が積極的に参加できる環境を整備するため提案するものである。この点につきましては3月定例会におきまして中村議員さんより質問がございました。それを受けまして、今回条例を提案しております。まず第1条でございます。これは派遣される職員の処遇に関し必要なことを定めるという趣旨が明記されております。第2条では、職員を派遣させる機関と派遣させることのできる職員の条件を書いております。まず砥部町と外国の地方公共団体との間の合意、もしくはこれに準ずるものに基づき、次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員を派遣することができる、その派遣することができる機関につきましては、外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関、我が国が加盟している国際機関、外国の学校、研究所又は病院であつて、前3号に該当しないもの、前各号に掲げるもののほか、これら



に準ずる機関で町長が認めるもの。2項につきましては、この内容としましては、法第2条第1項というのが派遣できない職員を指定しております。できない職員というのは、臨時的に任用されておる職員。あと、公務員法第28条の4、これは定年退職者の再任用の内容でございます。あと非常勤職員。3号が22条で条件付き採用になっておる職員、こういった方が行けないと。あと4号では定年に関する条例ということで、引き続いて勤務させておる職員でございますが、高度な技術や知識、技能を持ち、公務の運営に支障をきたす、そういった職員は派遣できませんと。次のページいきまして、5号ではまず地方公務員法28条の2といたしましては、心身故障による長期の休養者、刑事事件に関し起訴された場合とか、その下にあります29条というのは懲戒、町の規定違反とか職務怠慢とか非行とか、そういったものがある職員はだめですよと、あと職務に専念する義務を免除されている職員、こう言った方は派遣対象になりませんということでございます。続きまして第3条派遣期間の更新等でございますが、派遣期間は本人の同意を得て更新することができる。5年を超える場合につきましては、町長に協議が必要と、それ以後につきましても今の2項と同じように協議が必要ということでございます。続きまして、第4条でございますが、一般の派遣職員の給与を明記しております。これにつきましては、派遣職員につきましてはその期間中給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、その報酬の額が低いと認められるときは、条例ではございません、規則で定めるところによって、100分の100以内で支給することができるという規定でございます。2項につきましては、特殊な事情がある場合は給与を支給しないと。3項につきましては指定する者に対してその給与は支払うとすることができるという内容でございます。第5条につきましては、公務上の負傷や傷病、通勤途中の負傷によって休職した場合でも、給与の全額を負担するということと、派遣先での勤務について公務とみなすと。第6条につきましては、赴任地までの旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に準じて支給をしますという内容でございます。第7条につきましては、企業職員や単純労務職員につきましても、給料、扶養手当、住居手当、期末手当を支給すると。これにつきましても、ただし書きで特殊な事情の場合には支給しないことがあると。第8条では派遣職員は派遣先における勤務条件とか、派遣の状況等を町長に報告をしなければならないという内容でございます。9条は委任事項でございますが、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定めるというふうになっております。附則としまして、この条例は、平成22年7月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第44号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第10 議案第45号 砥部町公共下水道条例の制定について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（土居英昭） 日程第10議案第45号砥部町公共下水道条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） 議案第45号砥部町公共下水道条例の制定についてご説明申し上げます。砥部町公共下水道条例を次のように定めるものでございます。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。砥部町公共下水道の一部供用開始を平成23年の3月末に予定をいたしております。これに合わせまして、下水道法の規定によりまして、公共下水道の設置及び管理並びに下水道使用料の徴収に関し必要な事項を定める必要がございますので、条例制定を行うものでございます。それでは下水道条例についてご説明申し上げます。本条例につきましては国より公共下水道の管理及び使用に関する標準条例が示されておりまして、これに基づいて作成をいたしておるものでございます。本町に関係する主要な条項分についてご説明させていただきます。まず第1条でございますが、下水道法等に基づき、公共下水道の管理及び使用等について規定をいたしております。第2条は公共下水道の設置の規定でございまして、設置の名称を砥部町公共下水道、処理区域を砥部処理区、浄化センターの位置及び名称を砥部町八倉99番地1、砥部浄化センターといたしております。次のページ第4条をお願いいたします。第4条では排水設備の設置の規定でございまして、公共下水道の供用開始の日において、排水設備を設置すべきものは、当該日から1年以内に排水設備を設置しなければならないことといたしております。次のページの第6条から3枚めくりました第20条までが排水設備等の計画の確認、排水設備指定工事店の指定、責任技術者の登録、排水設備等の工事の検査についてそれぞれ規定しているものでございまして、排水設備の設計及び工事の実施は、本町又は県内の他市町に登録した責任技術者が専属する指定工事店でなければならないとし、指定工事店の有効期間は5年、責任技術者の登録有効期間は4年といたしております。町は責任技術者や指定工事店が法令等に違反したときは、または業務に関し不正な行為をしたときにつきましては、責任技術者の登録や指定工事店の指定を取り消し、又は6カ月以内の期間を区切って、指定や登録を停止することができるとしております。また排水設備の新設等の工事を行ったものは、工事を完了した日から速やかに町に届け出て、検査を受けなければならないこととし、町

は検査を受けた者に対しまして、排水設備工事検査済証を交付することとするものでございます。4枚めくっていただきまして、第27条をお願いいたします。第27条は使用開始等の届出の規定でございまして、使用者が公共下水道を開始、休止、廃止、または現在休止しているその使用を再開しようとするときは、規則に定める届出書を町長へ届けなければならないといたしております。第28条でございしますが、使用料の徴収についての規定でございまして、下水道法第20条に戻りまして、公共下水道を使用するものからその使用料に対し、下水道使用料を徴収するものでございます。使用料の徴収方法、使用料の納付期限、公共下水道一時使用の場合の使用料納付方法について定めておりまして、使用料は2カ月ごとに納入通知書又は口座振替の方法により徴収することといたしております。第29条は使用料の算定と汚水量の認定についての規定でございまして、使用料の額は毎月毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、下の表のとおりで1カ月につき基本水量が5tまで、基本料金が1千円とし、超過料金が6t以上1tにつき200円とするものでございます。次のページをお願いいたします。第2項でございしますが、これは汚水量の算定につきましては水道水の使用水量といたしまして、水道水以外の水を排除した場合につきましては、認定水量とするものでございます。第3項で、認定水量による使用水量の算定が適切でない町長が認めた場合は、町が水量計を設置して使用水量を測量するものとするものでございます。第4項は月の途中におきまして公共下水道の使用を開始、休止、もしくは廃止等した場合の使用料は1カ月分として算定することといたしておるものでございます。次に5枚めくっていただきまして、第43条をお願いいたします。第43条は排水設備の工事の設計施工を行う責任技術者の登録と指定工事店の指定の手数料を定めております。責任技術者の登録は1件につき3,500円。指定工事店の指定は、1件につき5千円といたすものでございます。なお既に収めた手数料は登録指定の有無にかかわらず返還しなことにしておるものでございます。第45条でございしますが、公益上その他特別の事情があると認めた場合は使用料等を減免することができる旨の規定でございまして。第46条は本条例の施行の際に必要な規定は、規則で定めることといたしておるものでございます。第47条の第1号から次のページの第10号に該当する場合につきましては、5万円以下の過料を徴収することといたしております。第48条は、偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を徴収することといたしておるものでございます。附則でございしますが、この条例は、平成22年7月1日から施行するものでございます。提案理由でございしますが、砥部町公共下水道の設置及び管理並びに下水道使用料の徴収に関し、必要な事項を定めるため提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第45号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第11 議案第46号 砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（土居英昭） 日程第11 議案第46号砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） 議案第46号砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定についてご説明申し上げます。砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例を次のように定めるものでございます。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。砥部町公共下水道の一部供用開始に合わせまして、都市計画法及び地方自治法の規定によりまして、公共下水道受益者負担金の賦課徴収について必要な事項を定める必要がございますので、条例制定を行うものでございます。それでは受益者負担金に関する条例についてご説明申し上げます。本条例につきましても、国が示しております標準条例を基に作成いたしております。第1条でございしますが、都市計画法及び地方自治法に基づく受益者負担金の徴収方法等について規定をすることを明らかにしたものでございます。第2条は受益者の規定でございまして、受益者は公共下水道の排水区域内の建築物又は土地の所有者とするものでございます。第3条は受益者負担金の額の規定でございまして、公共ます1個当たりといたしまして、額につきましてもは2枚めくっていただきまして、最後のページの中段にございます別表をご覧くださいと思います。受益者負担金は建物の浄化槽の人槽で算定をいたします。10人槽までは公共ます1個につき18万円。11人槽以上の場合は18万円に10人槽を超える1人槽毎に3,500円を加算した額といたします。なお人槽の算定は備考1のとおり日本工業規格の建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準に基づきます。ただし、既設浄化槽がある場合は、当該設置人槽とします。また同一敷地内で公共ますを共有する場合は、共有する建物毎に算定した人槽を合算するものでございます。条例の1ページの第4条にお戻りください。賦課対象区域の決定等についての規定でございまして、毎年度当初に当該年度内に受益者負担金を賦課しよう

とする区域を定めまして、これを公告しなければならないとするものでございます。第5条は、負担金の賦課及び徴収の規定でございまして、第1項は建物若しくは土地の所有者に建物の浄化槽の人槽により算出した負担金を賦課するものでございます。次のページの第2項は、受益者に負担金の額及びその納付時期を通知することとしておるものでございます。第3項は、負担金を5年に分割して徴収することとしておりますが、一括納付することもできることとしておるものでございます。第6条は、負担金の徴収猶予の規定でございまして、第1号から第4号に規定してありますとおり、災害や盗難等特別な事情により納付困難な方には徴収猶予をすることができるものとしております。第7条は負担金の減免規定でございまして、第1号は公共ます設置を町が定める期間内に申請された場合、第2号は供用開始後6カ月以内に排水設備の接続工事が完了した場合、第3号は受益者負担金の一括納付を選択された場合、それぞれ減額することとし、金額は規則で定めております。第1号及び第2号はそれぞれ2万円を減額、第3号は算定された受益者負担金額の1割を減額する旨の規定といたしております。第4号はその状況により特に負担金を減免する必要があると認められた場合は、減免することができる旨の規定をいたしております。なお、第2項で一括納付の申し出をされた方が負担金を納期までに納入しない場合は、減免を取り消すことといたしておるものでございます。次のページ、第10条をお願いいたします。排水区域が拡張された場合の取り扱いの規定でございまして、賦課対象区域外の者が公共下水道への接続を希望する場合は、町長が認めた場合に限り接続を認めるものでございます。第12条は区域外接続負担金の規定でございまして、第10条での接続が認められた場合、区域外接続負担金として受益者負担金の取り扱いに準じて徴収することとするものでございます。第13条は本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。附則、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。提案理由でございまして、砥部町公共下水道受益者負担の賦課徴収に関し、必要な事項を定めるために提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第46号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。

日程第12 議案第47号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に  
ついて

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第12議案第47号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第47号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、育児を行う職員から請求があった場合の正規の勤務時間外の勤務を制限する等の必要があるため提案するものである。内容でございますが、新旧対照表を見ていただいたらと思います。この内容としましては、8条の2が新設されたことに伴いまして、前段ではそれらの引用規定等の整理が3項から5項までは行われております。新設された8条の2の2項でございますが、ここに書かれておる内容は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除いて、時間外勤務をさせてはならないという規定でございます。それに伴いまして、先程3項から2ページの5項までの引用規定等の分の整理を行っておりますのでございます。議案に戻りまして、附則としまして、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するという内容でございます。2項の経過措置でございますが、改正条例の施行日後において、改正条例の規定による早出遅出の勤務とか時間外勤務の制限の請求を行うとする職員は、施行日前に請求することができるという規定でございます。以上で議案第47号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第47号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。

日程第13 議案第48号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第13議案第48号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第48号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律により地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されることに伴い、配偶者が育児休業をしている場合においても、職員が育児休業をすることができるようにする等の必要があるため提案するものである。内容については新旧対照表をご覧くださいと思います。まず第2条でございますが、これにつきましては、育児休業することができない職員についての定めでございますが、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず職員は育児休業をすることができることとする改正並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定を整理しておるものでございます。その下、第2条の2としまして、ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間ということでございますが、これにつきましては、再度の育児休業をすることができる期間の定めでございますが、具体的に言いますと、産後休暇でございますが、それが8週でございます。それが8週ということで56日でございますが、その間で育児休業を取っておる場合は、再度育児休業を取ることができると、そのことの規定でございます。続きまして、第3条でございますが、ただし書きの特別な事情の例でございますが、第5条の改正に伴う規定によりまして、その整理を第1号の部分で行っております。第4号、2ページになりますが、第4号の内容につきましては、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児休業をした後、3月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができるという改正でございます。続きまして、第5号の部分でございますが、この部分につきましては、子の出生の日から一定期間内に、57日でございますが、最初の育児休業をした職員は、特別な事情がない場合であっても再度に育児休業をすることができるよう育児休業法が改正されたことに伴います字句の整理でございます。続きまして第5条でございますが、これにつきましては、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取消事由にはあたらないというふうな改正でございます。続きまして3ページになります第9条でございますが、2条と同じような内容となりますが、育児短時間勤務をすることができない職員についての規定でございます。これにつきましても、先程ありましたように、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にか

かわりなく職員は育児短時間勤務をすることができるという改正と非常勤職員、臨時的に任用される職員に関する規定の整理をしたものでございます。続きまして10条でございますが、これにつきましては、4ページになりますけれども、後に13条の改正がございます字句の、1号と4号につきましては、字句の改正をしたものでございます。5号につきましては、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず職員が育児休業等の計画書を提出して、最初に育児短時間勤務をした後、3月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても、育児短時間勤務をすることができるという改正でございます。本町におきましては、育児短時間勤務をしておる職員は現在ございません。続きまして13条につきましては、その育児短時間勤務の取消事由でございますが、先程の内容と同じように、職員以外の子の親が、その子を養育することができることになった場合でも、取消事由にならないという改正でございます。続きまして17条でございますが、部分休業でございますが、これにつきましても先程説明した内容と同じで、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にかかわらず部分休業ができるという内容でございます。18条につきましては、根拠規定を明記しておるものでございます。議案の方へ戻りまして、附則でございますが、この条例は、平成22年6月30日から施行すると、その2項としまして経過措置でございますが、改正条例の施行日前に育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業又は育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後は、改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなすという規定でございます。以上で議案第48号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第48号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第14 議案第49号 砥部町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する
条例の一部改正について

（説明、質疑、総務文教常任委員会付託）

○議長（土居英昭） 日程第14議案第49号砥部町職員団体のための職員の行為の制限の

特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第49号砥部町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について。砥部町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる期間に時間外勤務代休時間を追加する必要があるため提案するものである。新旧対照表を見ていただいたらと思います。提案理由にありましたように、職員団体が活動する時間に、時間外勤務代休時間を追加したものでございます。2号にありました内容を2号と3号に分けたという内容でございます。以上で議案第49号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第49号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時10分

~~~~~

日程第15 議案第50号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 再開します。日程第15議案第50号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 議案第50号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正条例を次のように定める。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、消費生活相談員1名を東温市及び松前町と共同設置

することといたしました。非常勤特別職で雇用いたします。これに伴い、当該条例の別表に消費生活相談員の報酬額を加えるための提案でございます。別表と書いているところを見ていただきたいのですが、開票立会人の下に消費生活相談員、これ日額でございますが、8,400円を加えるものでございます。附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） この提案理由のところに東温市及び松前町と共同設置するということは、この相談員さんは1市2町を回られるということですか。

○議長（土居英昭） 松下課長。

○企画財政課長（松下行吉） 宮内議員のご質問にお答えいたします。おっしゃるとおり3つの自治体を回ることになります。週1回位の勤務を予定しております。以上でございます。

○議長（土居英昭） 11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 先程一緒に質問しておけばよかったのですが、この1市2町、費用弁償は、この8,400円は統一しておるのですか。

○議長（土居英昭） 松下課長。

○企画財政課長（松下行吉） この8,400円は統一した報酬でございます。各自治体に週1日ずつ位の勤務というふうにご理解いただけたらと思います。

○議長（土居英昭） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 今、週1日と言われたのですが、例えば月曜日にこの方が来ていると、じゃあ火曜日から金曜日に相談事があった場合には、町民はどうすればよいのか。緊急の時には、例えば東温市に行っても、つないでくれるのかとかですね、場合によっては自宅の方につながるのかとか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（土居英昭） 松下課長。

○企画財政課長（松下行吉） 佐々木議員のご質問ですが、現在、松山には消費生活センターというもの、県の設置したものもございます。職員も今研修をしております。そういうことで、ある程度の相談には対応できるのではないかと、で、専門的なものとか、特に悪質なものとか、それらのものについては出張してもらいますし、また、おいでになった時にそういう質問をさせてもらって、現地で答えていただくとか、また、困っておられる方には、その時に来ていただくというようなことを考えておりますので、緊急の場合でありましたら、現状の体制でもできると考えております。

○議長（土居英昭） 他にありませんか。質疑を終わります。

おはかりします。議案第50号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第16 議案第51号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（土居英昭） 日程第16議案第51号砥部町陶芸作業場条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。萬代産業建設課長。

○産業建設課長（萬代喜正） 議案第51号砥部町陶芸作業場条例の一部改正についてご説明をいたします。砥部町陶芸作業場条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。砥部町陶芸作業場条例の一部を改正する条例。提案理由でございますが、第4陶芸作業場の老朽化に伴い、施設を廃止するため提案するものでございます。改正の内容につきましては、次のページをお願いいたします。左の表、現行でございますが、別表第1、第2条関係でございますが、第4砥部町陶芸作業場、名称でございます。位置、砥部町仙波465番地を削除します。その下側、別表第2でございますが、「施設の名称、第4砥部町陶芸作業場、利用単位、1月、賃借料1万円、備考、2階部分を除く。」を削除し、施設を廃止するものでございます。なお、施設の概要を次のページに表示しておりますので、見ていただけたらと思います。建築年月日は、昭和34年11月30日。建物は、木造2階建て、延べ面積268㎡。土地の面積、425㎡でございます。位置は、国道379の仙波溪谷から仙波集落の方へ、東でございますが、直線距離で1.5km入った所にこの施設がございます。以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第51号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。

~~~~~

## 日程第17 議案第52号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について

### (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（土居英昭） 日程第17議案第52号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡生活環境課長。

○生活環境課長（東岡秀樹） 議案第52号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、砥部町公共下水道条例制定に伴い、排水設備の新設等の手続の統一を図るため提案するものでございます。それでは新旧対照表で説明をさせていただきます。現行では、第4条で排水設備の新設等の手続、第5条で工事の施行、第6条で工事の検査を規定しておるわけですが、改正案では、公共下水道条例の制定に伴いまして、これらの手続等を統一するために、見出しを新設等の手続及び工事とし、第4条、排水設備の新設、移転、改造及び撤去等の手続並びに工事については、砥部町公共下水道条例第6条から第20条までの規定を準用するに改め、第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、第8条から16条までを2条ずつ繰り上げるものでございます。2ページの別表第2中、現行の8条関係を6条関係に改めるものでございます。附則でございますが、施行期日、この条例は、平成22年7月1日から施行するものでございます。経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前日までに、改正前の砥部町農業集落排水施設条例第4条から第6条までの規定によりなされた手続及び工事は、改正後の砥部町農業集落排水設備条例の規定によりなされたものとみなすものでございます。説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第52号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第18 議案第53号 平成22年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第54号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第20 議案第55号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第21 議案第56号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第1号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(土居英昭) 日程第18議案第53号から日程第21議案第56号までの平成22年度補正予算4件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 議案第53号から議案第56号の4件の補正予算について、私の方からご説明・ご提案申し上げます。なお、各会計の補正内容については、来週からの常任委員会で詳細をご審議いただくことと思います。また、予算の内容については、お手元の資料議案概要の8ページ以降にまとめております。ご覧になっていただいていると思いますので、ここでは詳細は控えさせていただきます。

では、一般会計補正予算1ページをお開きください。一般会計補正予算の1ページでございます。議案第53号平成22年度砥部町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,481万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ62億6,090万4千円とするものでございます。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお開きください。歳出でございますが、ここにご覧のように、1款議会費から10款教育費まで増額補正をしております。議会費で80万円、総務費1,268万円、民生費16万5千円、農林水産業費で866万5千円、商工費が238万1千円、土木費1,482万8千円、この主なものは、下水道特別会計への繰り出し1,260万円がございます。消防費で266万9千円、教育費262万6千円、計4,481万8千円でございます。この財源につきましては、右の2ページをご覧になっていただきたいのですが、県支出金として314万8千円、これは果樹産地体質強化や鳥獣害防止関係の県補助金と消費者行政活性化の県補助金でございます。15款財産収入として84万円、分集林の立木売却による収入でございます。一つ飛ばしまして諸収入として22万5千円組んでおりますが、あと18款繰越金を一般財源として見ておりますが4,060万5千円を入れております。一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算をご覧ください。1ページをお願いいたします。議案第54号、平成22年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万8千円を増額し、歳入歳出それぞれ23億3,762万3千円とするものでございます。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。3ページをご覧ください。1款1項総務管理費に142万8千円を追加いたします。これは、システム改修費用でございます。平成22年度よりやむを得ない理由で失業した方で、国保に加入した方に対して、前年の給与所得

を3割とみなす法改正が行われましたが、これのための国保税システムと国保資格システムを改修するものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金である特別徴収交付金を予定しております。国民健康保険特別会計については以上でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計へ移らせていただきます。介護保険事業特別会計補正予算の1ページをお開きください。議案第55号、平成22年度砥部町の介護保険事業特別会計第1号は、次に定めるところによる。第1条としまして、介護サービス事業勘定は、歳入歳出それぞれ16万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,854万6千円とするものでございます。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。2款1項居宅サービス事業費に16万5千円を追加いたします。通所介護事業運営業務で使用する福祉車両のリース費用16万5千円を追加するものでございます。この財源は、2ページ歳入にありますように、全額一般会計からの繰入でございます。介護保険事業特別会計は、以上でございます。

最後に、公共下水道特別会計補正予算をお願いいたします。1ページをお開きください。議案第56号、平成22年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、既定の歳入歳出予算それぞれ440万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,734万1千円とするものでございます。平成22年6月11日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。1款1項公共下水道事業費を440万円減額いたしますが、2ページの方をご覧になっていただきたいのですけれども、歳入の方を見ますと一般会計繰入金2款1項他会計繰入金でございますが、これが1,260万円増額となっております。このあたりのことにつきまして、議案概要の方でご説明させていただいたと思います。お手元の議案概要13ページをお開きください。議案概要の13ページでございます。今回の公共下水道の特別会計の補正の内容を一覧表にしております。そして、その財源についてまとめてございます。ここにございますように、補助事業事務費、当初予算で1,390万円、その財源内訳については、右のとおりでございますが、40万円減額して、1,350万円といたします。ただ、国の補助金、地方債が全額ゼロになる、その分を一般会計からの繰入金で賄う形になってございます。あと、浄化センター建設工事と面整備について、それぞれ6,300万円を減額する、面整備について5,900万円を増額いたしております。財源については、右のとおり変わってございます。それをトータルいたしますと、計のところがございますように6月補正と書かれておりますように440万円の減額と国補助金が1,700万円減りまして、一般会計繰入金が1,260万円増額という形になっております。このことにつきましては、今回国の22年度予算編成の中で直轄事業の負担金が、地方負担金が廃止になったということがございますが、負担金の全廃に合わせて、公共事業の方の事務費分の補助金も全廃になったというところが原因になっております。ご理解いただいたらと思い

ます。あと、資料の訂正をお願いしたらと思います。この議案概要でございますが、10ページ、3款民生費のところ、右側のところですが、内容は4ページをご覧くださいと書かれてございますが、この4ページを12ページに替えていただいたらと思います。続いて、一つめくっていただきまして、11ページのところの8款土木費の一番下の丸のところ、ここにも内容は4ページをご覧くださいと書かれておるとと思いますが、この4ページを12ページに訂正していただいたらと思います。申し訳ございません。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○(土居英昭) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番、三谷喜好君

○16番(三谷喜好) 関連質問でございますが、お許しを頂きましょうか。一般会計の中学校費のところでお尋ねをちょっとしてみたいところがあるのですが。

○議長(土居英昭) どうぞ。

○16番(三谷喜好) 実は教育長、来年から必修科目として中学校の2年、3年生、ダンスが必修になりますね。なるでしょ。それを教える教師、指導の先生の講習はもうお済みになっておるのでしょうか。

○議長(土居英昭) 佐野教育長。

○教育長(佐野弘明) 三谷議員さんのご質問にお答えします。中学校の学習指導要領の改訂に伴いまして実施されるというふうなことでございますけれども、ダンス教師というのは現在未定でございます。ここらについてはまた、教育事務所、県教委の指導を頂きながら、適正な教員配置に努めていただく努力もさせていただきたいと思っております。

○議長(土居英昭) 16番、三谷喜好君

○16番(三谷喜好) 教育長、お願いするのですが、これは本当に、例えば私のように気の小さい者もおりますし、汗をかく子供もおりますし、汗をかくと臭い・きたないと、一步間違えるといじめの原因になるんですね。そこらのところ含めて、いいあれをしたけれども、その反面こういうものが起きたよということのないようにね、お願いするためにあえてお伺いしたわけでございますので、そこらを十分配慮していただくように、今度指導する先生にもお願いをしてですね、砥部は日本のモデルになるような良い先生を作り上げてください。お願いします。以上。答弁ありません。

○議長(土居英昭) 質疑を終わります。

おはかりします。議案第53号から議案第56号までの平成22年度補正予算4件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[[「異議なし」の声あり]]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第56号までの平成22年度補正予算4件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、6月18日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 1時36分 散会

平成22年第2回定例会（第3日） 会議録

招集年月日	平成22年6月18日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成22年6月18日 午前9時30分 議長宣告	
応招議員	1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の16名	
欠席議員	なし	
地方自治法 第122条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏 名	町 長 中村 剛志 副町長 佐川 秀紀 教 育 長 佐野 弘明 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 日浦 昭次 会計管理者 武智 充吉 教育委員会事務局長 藤田 正純 介護福祉課長 辻 充則 保険健康課長 大野 哲郎 産業建設課長 萬代 喜正 生活環境課長 東岡 秀樹 広田支所長 丸本 正和	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
傍聴者	1人	

平成22年第2回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第43号 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第2 議案第44号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第45号 砥部町公共下水道条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第47号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第48号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 砥部町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第50号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第51号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について
- 日程第10 議案第52号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について
- 日程第11 議案第53号 平成22年度砥部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第54号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第55号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第56号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第16 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第17 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第18 平成21年請願第2号 食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める
請願について

日程第19 平成21年請願第4号 労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求
める請願について

日程第20 平成21年請願第6号 最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める
請願について

日程第21 請願第 1号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択につ
いての請願について

日程第22 議員派遣について

追加日程第1 発議第2号 砥部町議会議員政治倫理条例の制定について

追加日程第2 発議第3号 砥部町議会議員政治倫理条例施行規程の制定について

追加日程第3 発議第4号 口蹄疫の防疫対策強化を求める意見書提出について

・閉 会

平成22年第2回砥部町議会定例会

平成22年6月18日(金)

午前9時30分開会

○議長(土居英昭) 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第43号 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(土居英昭) 日程第1議案第43号伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(栗林政伸) ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました議案第43号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第43号伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更については、介護保険法の一部改正により、養護老人ホームの入所者が介護保険の居宅サービスを利用できることになったことを受け、同法に基づく指定特定施設入居者生活介護事業等の運営に関する事務を伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の共同処理する事務に追加し、組合規約について所要の変更を行なうもので、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約第3条において適正な改正がなされています。よって、議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(土居英昭) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(土居英昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(土居英昭) 討論なしと認めます。

議案第43号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(土居英昭) 異議なしと認めます。よって、議案第43号伊予市・伊予郡養護老人ホ

一ム組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第2 議案第44号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(土居英昭) 日程第2議案第44号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第44号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第44号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づく条例を制定し、本町職員が積極的に参加できる環境を整備するため制定するものであります。派遣することができる外国の機関及び派遣職員、派遣期間、派遣職員の給与、その他必要な事項が適正に定められ、本年7月1日から施行することとしています。よって、議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長(土居英昭) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(土居英昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(土居英昭) 討論なしと認めます。

議案第44号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(土居英昭) 異議なしと認めます。よって、議案第44号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第45号 砥部町公共下水道条例の制定について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第3議案第45号砥部町公共下水道条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第45号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第45号砥部町公共下水道条例の制定については、砥部町公共下水道の設置及び管理並びに下水道使用料の徴収に関し必要な事項を定めるもので、公共下水道施設の名称、処理区域、浄化センターの位置及び名称、排水設備の設置に関する事項、排水設備等の工事の事業に係る指定に関する事項、公共下水道の使用に関する事項、その他必要事項が適正に定められ、本年7月1日から施行することとしています。よって、議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第45号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第45号砥部町公共下水道条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号 砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第4議案第46号砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきま

して産業建設常任委員会に付託されました議案第46号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第46号砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定については、砥部町公共下水道受益者負担金の賦課徴収に関する必要な事項を定めるもので、各受益者の負担金の額、負担金の賦課及び徴収に関する事項、負担金の徴収猶予、減免、督促に関する事項、その他必要な事項が適正に定められ、平成23年4月1日から施行することとしています。よって、議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。以上。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第46号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第46号砥部町公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第47号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第5議案第47号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第47号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第47号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正に伴い育児を行なう職員から請求があった場合の正規の勤務時間外の勤務を制限する等の必要があるため改正するもので、条例第8条の2第2項において、3歳に満たない子がある職員から請求があった場合には、原則として正規の勤務時間外の勤務をさせてはならない旨を

規定し、その他関連する箇所の条文が整備されています。よって、議案第47号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第47号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第47号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第6 議案第48号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第6議案第48号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第48号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第48号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い配偶者が育児休業をしている場合においても、職員が育児休業をすることができるようにすること等のため改正するもので、条例第2条、第9条、第17条において育児休業をすることができる職員の改正がなされ、第2条の2の1条を加え、特別の事情がなくても、再び育児休業をすることができる旨の規定が設けられ、その他関連する箇所の条文が整備されています。よって、議案第48号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。



○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。  
議案第48号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第48号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第49号 砥部町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する
条例の一部改正について

(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第7議案第49号砥部町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第49号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第49号砥部町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正については、職員が職員団体のためその業務を行ない、又は活動できる期間に時間外勤務代休時間を追加するもので、条例第2条において適正な改正がなされています。よって、議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。
議案第49号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第49号砥部町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第50号 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第8議案第50号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました議案第50号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第50号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、消費生活相談員1名を東温市、松前町と共同で設置し、非常勤特別職で雇用することに伴い改正するもので、別表中に消費生活相談員の欄を追加し、日額8,400円が定められています。よって、議案第50号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第50号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第50号砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第51号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(土居英昭) 日程第9議案第51号砥部町陶芸作業場条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第51号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第51号砥部町陶芸作業場条例の一部改正については、砥部町仙波に設置されている第4砥部町陶芸作業場を老朽化に伴い廃止するため改正するものであり、別表第1及び別表第2から第4砥部町陶芸作業場の項を削る改正がなされています。よって、議案第51号は、適切な措置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。以上。

○議長(土居英昭) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(土居英昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(土居英昭) 討論なしと認めます。

議案第51号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長(土居英昭) 異議なしと認めます。よって、議案第51号砥部町陶芸作業場条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第52号 砥部町農業集落排水施設条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(土居英昭) 日程第10議案第52号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第52号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第52号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正については、砥部町公共下水道

条例制定に伴い排水設備の新設等の手続の統一を図るため改正するもので、第4条の規定を、排水設備の新設等の手続及び工事については砥部町公共下水道条例の規定を準用する旨に改め、第5条及び第6条の2条を削り、以下の条を繰り上げる改正がなされています。よって、議案第52号は、適切な措置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第52号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第52号砥部町農業集落排水施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第53号 平成22年度砥部町一般会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第54号 平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第13 議案第55号 平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第56号 平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第1号)

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第11議案第53号から日程第14議案第56号までの平成22年度補正予算に関する4件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして厚生常任委員会に付託されました補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第53号平成22年度砥部町一般会計補正予算のうち当委員会に所管する項目については、社会福祉費で、介護保険事業特別会計サービス事業勘定への繰出金16万5千円の増額を行なっています。

次に議案第54号平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算については、事業

勘定で、非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置のための地方税法の改正に伴う国民健康保険税システム改修費105万円、国民健康保険資格システム改修費37万8千円を増額し、その財源は特別調整交付金で賄っています。

次に議案第55号平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算については、介護サービス事業勘定で、通所介護事業で使用する軽四の福祉車両のリース費用として16万5千円を増額し、その財源は、一般会計からの繰入金で賄っています。

以上、議案第53号・54号・55号の3議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第53号平成22年度砥部町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に所管する項目については、農業費で主なものは、鳥獣被害防止のための電気柵設置に対する補助金79万9千円、果樹産地体質強化を促進するためのみかんの雨よけハウスの設置、灌水施設の整備に対する補助金348万円、松山南部2期地区農免農道整備事業県負担金251万6千円、総津地区の水路改修、千足地区のため池修繕に対する町単独土地改良事業補助金145万6千円増額、商工費で主なものは、観光PR支援のための町観光協会への補助金79万5千円、交流ふるさと研修の宿の積雪被害による玄関庇修繕料及び老朽化に伴うエアコンの更新費計84万5千円増額、土木費では、玉谷872番地先のがけ崩れ防災工事のための測量調査設計委託料120万円、公共下水道特別会計への繰出金1,260万円、公園管理に使用する公用車の更新費102万8千円の増額補正を行なっているものであります。

次に、議案第56号平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、事務費40万円、浄化センター建設に係る委託料6,480万円を減額し、管渠工事費5,900万円、浄化センターのパソコン及びサーバ購入費180万円を増額しています。その財源は、国庫補助金、一般会計繰入金で調整しています。

いずれも適切な補正がなされており、議案第53号・56号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月11日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第53号平成22年度砥部町一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、議会費で、砥部中学校改築検討特別委員会研修のための旅費80万円を増額、総務管理費で、庁舎2階天窓改修費409万円、各区にある危険遊具の撤去費80万円、各区が行なう広場や小公園の整備に対する補助金512万5千円を増額、徴税費で、国税と地方税の連携のためのシステム改修費209万8千円を増額、消防費で、砥部消防署の建替えのための用地取得に係る不動産鑑定評価、調査測量設計委託費用を伊予消防等事務組合負担金として266万9千円を増額、教育費で、校務・教育用パソコン整備費134万4千円、千里地区公民館の外トイレの洋式化改修費55万3千円、陶街道ゆとり公園の時計修理、事務室エアコン更新費72万9千円を増額しております。いずれも必要経費の補正をするものです。歳入については、歳出補正総額4,481万8千円に、県支出金314万8千円、財産収入84万円、繰越金4,060万5千円、諸収入22万5千円を充当しています。以上、議案第53号については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行います。

議案第53号平成22年度砥部町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第53号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第53号平成22年度砥部町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第54号平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第54号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第54号平成22年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第55号平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第55号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第55号平成22年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第56号平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

議案第56号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議案第56号平成22年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して議会運営委員会及び全員協議会を開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前11時15分

~~~~~

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(説明、採決)

○議長（土居英昭） 再開します。日程第15諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。提案理由、新名静夫委員は

平成22年9月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものである。平成22年6月18日提出、砥部町長中村剛志。住所、愛媛県伊予郡砥部町宮内1885番地65。氏名、新名静夫。生年月日、昭和16年11月20日。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） おはかりします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~

日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（説明、採決）

○議長（土居英昭） 日程第16 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 諮問第2号、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成22年6月18日提出、砥部町長中村剛志。提案理由、佐野洋子委員は平成22年9月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものである。住所、愛媛県伊予郡砥部町麻生393番地。氏名、佐野洋子。生年月日、昭和26年5月27日。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） おはかりします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第17 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

##### （説明、採決）

○議長（土居英昭） 日程第17 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 諮問第3号、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成22年6月18日提出、砥部町長中村剛志。提案理由、前田公子委員は平成2



2年9月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものである。住所、愛媛県伊予郡砥部町五本松306番地。氏名、古田泰仁。生年月日、昭和21年5月11日。以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（土居英昭） おはかりします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~

日程第18 平成21年請願第2号 食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を 求める請願について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第18平成21年請願第2号食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託され継続審査となっていました平成21年請願第2号食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、国内農林漁業生産の拡大や食の安全体制の強化、ミニマムアクセス米の輸入中止、これ以上の外国との自由化交渉の中止など、4項目を政府に働きかけること、及び、地産地消の町宣言を行ない、地場産業を振興することですが、国においてすでに取り組んでいる政策もあり、また、現在の果樹生産を中心とした本町の農業形態では、地産地消の町宣言に至るのは困難であると思われま。よって、平成21年請願第2号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

平成21年請願第2号の採決を行います。平成21年請願第2号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、平成21年請願第2号食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第19 平成21年請願第4号 労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 日程第19平成21年請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。産業建設常任委員会に付託され継続審査となっていました平成21年請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の内容は、製造業派遣への労働者派遣の禁止など5つの内容を盛り込んで、労働者派遣法を早期に抜本改正するよう国への意見書の提出を求めることですが、法改正に関する国会審議の情報が不足しているため、更に調査・研究を行なう必要があると思われまふ。よって、平成21年請願第4号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

平成21年請願第4号の採決を行います。平成21年請願第4号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、平成21年請願第4号労働者派遣法の早期抜本改正のため、意見書の提出を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第20 平成21年請願第6号 最低保障年金制度の創設について意見書の提出を

求める請願について

(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第20平成21年請願第6号最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。厚生常任委員会に付託され継続審査となっていました平成21年請願第6号最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、消費税増税ではない全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求めることではありますが、まだ国において踏み込んだ議論がなされていないため、更に調査検討する必要があります。よって、平成21年請願第6号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

平成21年請願第6号の採決を行います。平成21年請願第6号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、平成21年請願第6号最低保障年金制度の創設について意見書の提出を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第21 請願第1号 「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願について

### (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 日程第21請願第1号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る6月10日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託されました請願第1号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、「核兵器全面禁止・廃絶国際条約が締結されるように努める」ことを求める意見書を、政府、

関係機関に提出することですが、この内容は、昨年12月の定例会で不採択とした請願内容と同じであります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（土居英昭） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。まず、委員長の報告に反対する発言を許します。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 請願第1号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願不採択に反対の討論をさせていただきたいと思います。先程、委員長報告にもありましたように、確かに昨年の12月にも同じような内容で、私がやはり請願議員となって提案をさせていただきましたが、採択されませんでした。しかし、今回はこの後のいろんな情勢の変化があったということで改めて提出をした次第でございます。今回提案した中身は、特に今年の5月に、5年ぶりにNPT核不拡散条約再検討会議が国連本部で開かれました。そして、そこで合意された内容に基づいて、やはり世界で唯一の被爆国である日本が、世界に向けて核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める取り組みを強めないといけないというふうなことで、この議会でも私のそのような思いも込めて、強く呼び掛けたいというふうなことで提出をいたしました次第でございます。今回の会議の最終文書では、2000年の合意で、自国核兵器の完全廃絶を達成するという全核保有国の明確な約束、そういうふうなものを再確認いたしました。5年後の2005年の会議の時には、当時のブッシュ政権の抵抗で、実質的な成果が得られませんでした。そういうことからしましたら今回は合意内容が大きな前進になったというふうなこと、それから請願の趣旨の中にもありますが、オバマ大統領のプラハ演説以降、7月の先進国首脳会議で核兵器のない世界の条件を迫及する、そういうふうなことが宣言されたり、9月の国連安保理事会のところで核兵器のない世界の状況を作ること、そういうことが決議されたことなども、前進をした要因ではないかというふうに思われます。しかし、この会議では、そういった核兵器をなくするというふうな理念はどこの国も積極的に支持をしておりましたが、具体的に廃絶に向けた行動計画等についての議論は、されていたのですけれどもなかなか全体の合意が得られなかったというふうに、報道もされております。例えば、報告書の草案の中では、行動の6、それから行動の7のところには、具体的にこのようなことが書かれております。核保有国は、核軍備削減、廃絶に向ける具体的な進展を促進するために2011年までに協議を開始する。行動7では具体的な時間の枠内で核兵器の完全廃絶の行程表について合意する方法と手段を検討するため2014年に国際会議を招集するというような具体的な提案がされたんですが、先程言いましたように、いくつかの国、アメリカ、イギリス、フランス

等の反対によって、このNPT再検討会議というのは、コンセンサス方式、いわゆる全会一致なものですから、合意に至らなかったというふうなことで、そのような文章が、最終文書からはなくなってしまいました。昨年この討論でも、私言いましたけれども、日本も毎年国連総会で、もうすでに16年連続して核兵器の全面廃絶に向けた新たな決意というふうな決議案を提案して、多くの国の賛同も得られておりますが、実際には核を保有している国に対して透明性のある削減の実行という言葉で、具体的に正面から核を廃絶させようというふうなことが言いきれていない、そういうふうなものになっていない、そういうふうなことで日本の政府が最初の方に言いましたように、世界で唯一の被爆国であるわけですから、もっと強く打ち出す必要があるのではないかというふうなことを、やはり声を大にして言いたいというふうなことで、私はこの不採択に反対を表明するものであります。

○議長（土居英昭） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。6番、山口元之君。

○6番（山口元之） 6番山口元之でございます。委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」の請願について、核兵器廃絶に向けた世界の流れは理解できますが、国際条約の締結は、外交問題でありますので、本請願は、町議会の権限外の事項であると思います。よって、委員長報告に賛成しますので、議員各位におかれましてもご賛同賜りますようお願い申しあげまして賛成討論といたします。

○議長（土居英昭） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

請願第1号の採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立14人]

○議長（土居英昭） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって、請願第1号「核兵器全面禁止・廃絶国際条約締結を求める意見書」採択についての請願については、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第22 議員派遣について

○議長（土居英昭） 日程第22議員派遣の件についてを議題とします。まず、議会改革についての研修のため、7月28日に松前町文化センターで開催される平成22年度第1回議員研修会に全議員を派遣したいと思います。続きまして、委員会研修について、委員長の説明を求めます。平岡砥部中学校改築検討特別委員長。

○砥部中学校改築検討特別委員長（平岡文男） 砥部中学校改築検討特別委員会の研修日程が決まりましたので、ご報告申し上げます。砥部中学校の改築に向けての調査・研究のため7月の26日、27日の2日間、下関市立川中中学校及び広島市立大塚中学校で委員会研修を実施

する予定であります。これをご承認をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（土居英昭） 三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） 産業建設常任委員会の研修日程が決まりましたので、ご報告申し上げます。7月中旬に行政調査・研究のため岩手県西和賀町他委員会の研修を実施する予定でありますので、これをご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 井上議会広報調査特別委員長。

○議会広報調査特別委員長（井上洋一） 12番、井上であります。議会広報調査特別委員会の研修日程が決まりましたのでご報告申し上げます。議会広報の編集技術の向上のため、8月25日から27日までの間、東京で開催される第72回町村議会広報研修会に参加し、合わせて関東方面で委員会研修を実施する予定です。これをご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（土居英昭） 議員派遣の件については砥部町議会会議規則第120条の規定により派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、派遣することに決定しました。

おはかりします。ただ今、条例及び規程の制定について議会議員倫理条例検討特別委員会から発議第2号及び第3号が、意見書提出について平岡議員から発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、発議第2号から発議第4号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第2号 砥部町議会議員政治倫理条例の制定について

追加日程第2 発議第3号 砥部町議会議員政治倫理条例施行規程の制定について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（土居英昭） 追加日程第1発議第2号砥部町議会議員政治倫理条例の制定について及び追加日程第2発議第3号砥部町議会議員政治倫理条例施行規程の制定についての2件を一括議題とします。本案について趣旨説明を求めます。三谷議会議員倫理条例特別委員長。

○議会議員倫理条例特別委員長（三谷喜好） 発議第2号砥部町議会議員政治倫理条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成22年6月18日提出、砥部町議会議長土居英昭様。提出者議会議員倫理条例検討

特別委員会委員長三谷喜好。提案理由、砥部町議会議員の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与するため提案するものである。

発議第3号砥部町議会議員政治倫理条例施行規程の制定について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成22年6月18日提出、砥部町議会議長土居英昭様。提出者議会議員倫理条例検討特別委員会委員長三谷喜好。提案理由、砥部町議会議員政治倫理条例の施行に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

2件を一括議題として討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

これから発議第2号及び発議第3号の2件を一括採決します。本案はいずれも原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、発議第2号砥部町議会議員政治倫理条例の制定について及び発議第3号砥部町議会議員政治倫理条例施行規程の制定については可決されました。

~~~~~

追加日程第3 発議第4号 口蹄疫の防疫対策強化を求める意見書提出について (説明、質疑、討論、採決)

○議長（土居英昭） 追加日程第3発議第4号口蹄疫の防疫対策強化を求める意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。平岡議員。

○15番（平岡文男） 発議第4号口蹄疫の防疫対策強化を求める意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年6月18日提出、砥部町議会議長土居英昭様。提出者平岡文男。賛成者栗林政伸、井上洋一。提案理由でございますが、口蹄疫問題は、依然として沈静化の目処は立っておらず、畜産農家の不安の高まりとともに、事態の長期化が懸念されている。本町への侵入の危険性も日増しに高まっていることから、国に対して早急な防疫対策強化を求める意見書を提出するものである。

意見書でございます。去る4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫については、地元畜産農家をはじめ国及び宮崎県並びに関係市町村や農業団体等が一体となって懸命の防疫対策に努めているが、依然として沈静化の目処は立っておらず、畜産農家の不安の高まりとともに、事態の長期化が懸念されている。本町も、牛約50頭・豚約12,000頭を飼育している農家を抱えており、感染防止に向けた水際対策を強化し、発生した場合に備えた初動防疫体制を整備しているところである。このような中、国においては、口蹄疫対策特別措置法を全会一致で成立させ、各種の対策に取り組まれているところであるが、事態の長期化に伴って周辺県をはじめ全国各地で実施されている防疫対策等にかかる経費の増大や家畜市場のせり市の延期等、その影響は広がりを見せており、早期終息に向けた取り組みが喫緊の課題となっている。よって、国におかれては、口蹄疫の一日も早い終息と我が国の畜産業を守るため、早急に以下の措置を講じられるよう強く要望する。1 新たに制定された口蹄疫対策特別措置法も含め、一日も早く宮崎県の事態が終息するようあらゆる対策を強力に推し進めること。2 発生以降、全国各地の自治体や農業団体等が実施している防疫対策に対して十分な財政支援措置を行うこと。3 防疫活動に必要な家畜防疫員を確保するための獣医師養成及び万一の発生に備えた消毒薬等必要資材の備蓄について、国として責任を持った措置を講じること。4 口蹄疫の感染源と侵入経路の解明を早急に行い、口蹄疫も含めた海外悪性伝染病の侵入防止及びまん延防止対策について、法的措置も含めた積極的な対応に努めること。5 消費者が国産の牛肉や豚肉等の購入を控えることがないよう風評被害の防止に向けた対策を強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年6月18日、愛媛県砥部町議会。提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。以上でございます。

○議長（土居英昭） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（土居英昭） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（土居英昭） 討論なしと認めます。

発議第4号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、発議第4号口蹄疫の防疫対策強化を求める意見書提出については可決されました。

おはかりします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会

に、継続審査となっております請願等常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（土居英昭） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には10日から今日までの9日間に渡り、終始熱心にご審議いただき、全議案をご議決くださいましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。会期中に頂きましたご意見、ご提案につきましては、十分に検討させて頂き、これからの町政運営に反映できるよう職員と共に努力してまいりたいと思います。これから本格的な梅雨の季節を迎え、暑さも厳しさを増してまいります。また、参議院議員選挙も近づき、それぞれのお立場でお忙しくなるものと思われまます。議員の皆様には、くれぐれもお体にご自愛いただき、町政進展・地域発展にご活躍されますよう、お願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居英昭） 以上をもって、平成22年第2回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時50分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 土居 英昭

議員 佐々木隆雄

議員 森永 茂男

資料

22 砥議第 34 号
平成 22 年 6 月 18 日

砥部町長 中村 剛志 様

砥部町議会議長 土居 英昭

人権擁護委員の推薦に関する答申

本議会は、平成 22 年 6 月 18 日諮問第 1 号人権擁護委員の推薦について、次のとおり答申する。

記

意見

推薦のあった者は適任であると認める。

22 砥議第 35 号
平成 22 年 6 月 18 日

砥部町長 中村 剛志 様

砥部町議会議長 土居 英昭

人権擁護委員の推薦に関する答申

本議会は、平成 22 年 6 月 18 日諮問第 2 号人権擁護委員の推薦について、次のとおり答申する。

記

意見

推薦のあった者は適任であると認める。

22 砥議第 36 号
平成 22 年 6 月 18 日

砥部町長 中村 剛志 様

砥部町議会議長 土居 英昭

人権擁護委員の推薦に関する答申

本議会は、平成 22 年 6 月 18 日諮問第 3 号人権擁護委員の推薦について、次のとおり答申する。

記

意見

推薦のあった者は適任であると認める。

発議第2号

砥部町議会議員政治倫理条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成22年6月18日 提出

砥部町議会議長 土居 英昭 様

提出者 議会議員倫理条例検討特別委員会
委員長 三谷 喜好

提案理由

砥部町議会議員の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与するため提案するものである。

砥部町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、砥部町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の代表者としての責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従ってその使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を守らなければならない。

- (1) 町民の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 政治活動に関して、法人その他の団体から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、後援団体についても同様に取扱いをせよ措置すること。
- (3) 町及び町が関係する団体等が発注する公共工事（下請工事を含む。）の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約に関して特定業者に推薦、紹介その他有利な取り計らい等社会通念上疑惑を持たれるような行為をしないこと。
- (4) 町の職員(嘱託職員及び臨時職員を含む。次号において同じ。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。
- (6) いかなるときも反社会的団体等に関与しないこと。
- (7) 町から活動及び運営に対する補助金又は助成金を受けている団体の長に就任しないこと。

(町工事等に関する遵守事項)

第4条 議員は、自らが役員をしている企業又は実質的に経営に携わっている企業に対して公共工事等（下請工事を含む。）について、町及び元請業者との契約を辞退させなければならない。ただし、その契約金額が当該企業の年間の全体業務金額に対して規程に定める割合を超えないときは、この限りでない。

2 議員は、議員の配偶者若しくは2親等以内の血族若しくは同一家族が役員をしている企業

又はこれらの者が実質的に経営に携わっている企業に対して公共工事等（下請工事を含む。）について、町及び元請企業との契約を自粛するよう努めなければならない。ただし、その契約金額が当該企業の年間の全体業務金額に対して規程に定める割合を超えないときは、この限りでない。

（審査の請求）

第5条 町民又は議員は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、町民にあつては地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署、議員にあつては4人以上の者の連署をもって、議長に対して政治倫理基準に違反する行為の存否の審査（以下「審査」という。）を請求することができる。

（政治倫理審査会の設置等）

第6条 議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があつたときは、速やかに砥部町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査を付託しなければならない。

- 2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、7人以内とし、議員の中から議長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、付託された審査の結果を議長に報告した日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 5 委員である議員は、自らが審査の対象となったときは、解嘱されるものとする。

（審査会の職務及び権限）

第7条 審査会は、付託された審査を行うため、当該審査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

- 2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

（審査会の審査結果）

第8条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による報告を受けた日から7日以内に、当該報告に係る文書の写しを審査請求した者の代表者及び対象議員に当該審査結果を通知するとともに、当該審査結果の概要を町民に公表しなければならない。

(審査結果の尊重)

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(議長職務の代行)

第10条 議長が審査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査の対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第3号

砥部町議会議員政治倫理条例施行規程の制定について

上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成22年6月18日 提出

砥部町議会議長 土居 英昭 様

提出者 議会議員倫理条例検討特別委員会
委員長 三谷 喜好

提案理由

砥部町議会議員政治倫理条例の施行に関し必要な事項を定めるため提案するものである。

砥部町議会議員政治倫理条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、砥部町議会議員政治倫理条例(平成22年砥部町条例第〇〇号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(政治倫理基準)

第2条 条例第3条第1号に規定する不正の疑惑を持たれるおそれのある行為とは、特定の事業所等から誘発的利益の疑念を抱くような社会的通念を逸脱する金品の授受、物品の使用及び貸借行為をいう。

2 条例第3条第7号に規定する団体の長には、理事及び顧問を含む。

(工事等の契約に関する遵守事項)

第3条 条例第4条第1項ただし書及び第2項ただし書に規定する規程に定める割合は、40パーセントとする。

(審査請求の手続)

第4条 条例第5条の規定による審査の請求(以下「審査請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる書類を議長に提出しなければならない。

(1) 町民 審査請求書(様式第1号)、審査請求署名簿(様式第2号)及び疑義を証する資料

(2) 議員 審査請求書(様式第3号)及び疑義を証する資料

2 前項の審査請求書には、審査請求をしようとする町民又は議員が署名及び押印をしなければならない。

(審査請求書の受理後の手続)

第5条 議長は、条例第5条の規定により町民から審査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し審査請求をした町民及びその代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。

2 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。

(1) 条例第5条に規定する条件を満たしていないとき。

(2) 前条第1項に掲げる書類に不備があるとき。

3 議長は、審査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであるときは、同項の規定による却下をする前に、当該審査請求をした者の代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 議長は、第2項の規定による却下をしたときは、その旨を審査請求をした者の代表者に書

面により通知しなければならない。

(審査会の組織)

第6条 条例第6条に規定する砥部町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の進行をする。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成で決する。

4 前項の場合においては、会長は、委員として表決に加わるものとする。

(審査会の審査報告)

第8条 条例第8条第1項の規定による審査結果の報告は、審査結果報告書(様式第4号)により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による審査請求をした者の代表者への審査結果の通知は、審査結果通知書(様式第5号)により行うものとする。

(審査結果の遅延)

第9条 審査会が、条例第8条第1項に規定する期間内に審査会の審査結果報告書を議長に提出することができない場合は、会長は、その旨を議長に通知しなければならない。

2 議長は、前項の規定による通知を受けたときは、審査請求した者の代表者及び当該審査の対象議員にその旨を通知しなければならない。

(審査の終了事由)

第10条 当該審査の対象議員が死亡し、若しくは議員でなくなり、又は審査請求した者が審査請求を取り下げた場合は、審査が終了したものとみなす。

(審査結果の公表)

第11条 条例第8条第2項に規定する審査結果の公表は、とべ議会だよりに掲載して行うものとする。

2 審査結果の公表は、前項の規定によるほか、必要と認められる方法で行うことができる。

3 審査結果報告書は、閲覧させることができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

審査請求書

砥部町議会議長 様

請求者

住所

氏名(代表者)

印

砥部町議会議員政治倫理条例第5条の規定により、次のとおり審査を請求します。

- 1 審査を求める議員の氏名
- 2 審査請求の事由
砥部町議会議員政治倫理条例第 条第 項違反
- 3 添付資料 別紙のとおり

審査請求書

砥部町議会議長 様

請求者

砥部町議会議員

氏名(代表者) ⑩

砥部町議会議員

氏名 ⑩

砥部町議会議員

氏名 ⑩

砥部町議会議員

氏名 ⑩

砥部町議会議員政治倫理条例第5条の規定により、次のとおり審査を請求します。

1 審査を求める議員の氏名

2 審査請求の事由

砥部町議会議員政治倫理条例第 条第 項違反

3 添付資料 別紙のとおり

様式第4号（第8条関係）

審査結果報告書

年 月 日

砥部町議会議長

様

砥部町議会議員政治倫理審査会
会長 印

年 月 日付けで審査の付託があったことについて、次のとおり審査結果を報告します。

1 審査対象者

2 審査請求内容

3 審査結果

審査結果通知書

第 号
年 月 日

請求者

様

砥部町議会議長

印

年 月 日付けで審査請求があったことについて、砥部町議会議員政治倫理条例第8条第2項の規定に基づき、次のとおり審査結果を通知します。

1 審査対象者

2 審査請求内容

3 審査結果

発議第4号

口蹄疫の防疫対策強化を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年6月18日 提出

砥部町議会議長 土居 英昭 様

提出者	平岡 文男
賛成者	栗林 政伸
〃	井上 洋一

提案理由

口蹄疫問題は、依然として沈静化の目処は立っておらず、畜産農家の不安の高まりとともに、事態の長期化が懸念されている。本町への侵入の危険性も日増しに高まっていることから、国に対して早急な防疫対策強化を求める意見書を提出するものである。

口蹄疫の防疫対策強化を求める意見書

去る4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫については、地元畜産農家をはじめ国及び宮崎県並びに関係市町村や農業団体等が一体となって懸命の防疫対策に努めているが、依然として沈静化の目処は立っておらず、畜産農家の不安の高まりとともに、事態の長期化が懸念されている。本町も、牛約50頭・豚約12,000頭を飼育している農家を抱えており、感染防止に向けた水際対策を強化し、発生した場合に備えた初動防疫体制を整備しているところである。

このような中、国においては、口蹄疫対策特別措置法を全会一致で成立させ、各種の対策に取り組まれているところであるが、事態の長期化に伴って周辺県をはじめ全国各地で実施されている防疫対策等にかかる経費の増大や家畜市場のせり市の延期等、その影響は広がりを見せており、早期終息に向けた取り組みが喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、口蹄疫の一日も早い終息と我が国の畜産業を守るため、早急に以下の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 新たに制定された口蹄疫対策特別措置法も含め、一日も早く宮崎県の事態が終息するようあらゆる対策を強力で押し進めること。
- 2 発生以降、全国各地の自治体や農業団体等が実施している防疫対策に対して十分な財政支援措置を行うこと。
- 3 防疫活動に必要な家畜防疫員を確保するための獣医師養成及び万一の発生に備えた消毒薬等必要資材の備蓄について、国として責任を持った措置を講じること。
- 4 口蹄疫の感染源と侵入経路の解明を早急に行い、口蹄疫も含めた海外悪性伝染病の侵入防止及びまん延防止対策について、法的措置も含めた積極的な対応に努めること。
- 5 消費者が国産の牛肉や豚肉等の購入を控えることがないよう風評被害の防止に向けた対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

愛媛県砥部町議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣